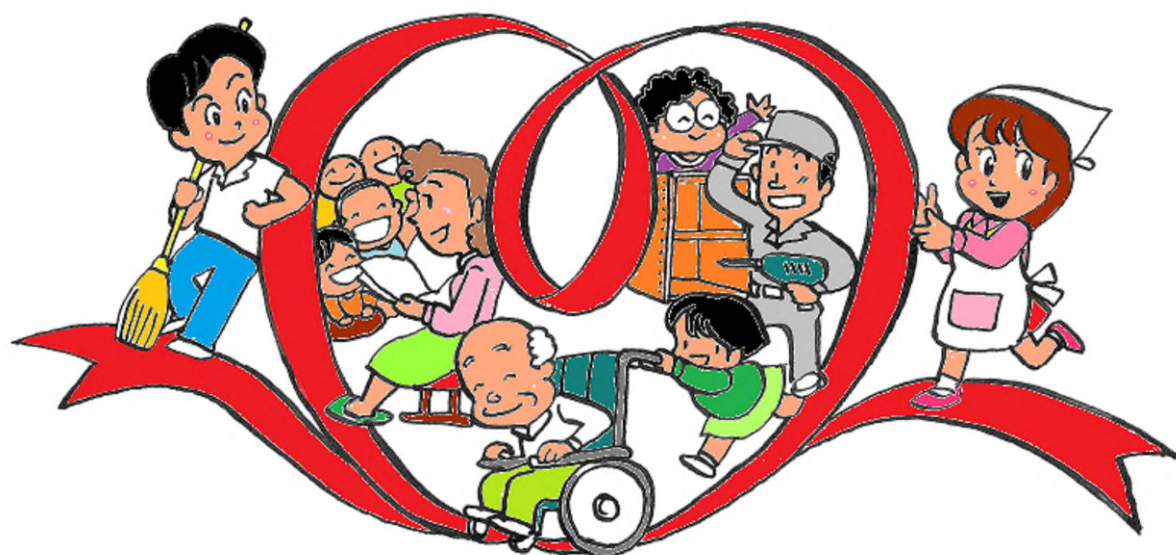


第2期

岡崎市市民協働推進計画



岡崎市

ごあいさつ

『市民と協働のまちづくり』をめざして



近年、我が国では、出生率の低下により世界でも例をみない速さで人口減少・少子高齢化が進んでいます。本市においてもコミュニティでの担い手の減少や中心市街地の空洞化が懸念され、行政がすべての公共サービスを担うことが難しくなっています。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、大地震・津波という未曾有の危機を体験し、多くの人々がお互いに助け合うコミュニティの大切さを認識しました。復興活動において個人、市民活動団体、事業者又は行政等の多様な主体による協働が行われ、改めて市民協働の重要性が認識されています。

本市は、これまで平成20年に市民協働推進条例を制定し、その条例の基本施策の推進計画として翌21年に市民協働推進計画を策定しました。これを基に、市民、市民活動団体、事業者、市が対等な立場で、施策を実施することにより、市民が主体のまちづくりを一步一步着実に推進してまいりました。

このたび策定しました「第2期岡崎市市民協働推進計画」は、10名の委員で構成する「岡崎市市民協働推進委員会」において、第1期市民協働推進計画の評価を行い、明らかになった課題・施策の方向性について大変熱心な審議を重ね、行政との協働により策定した計画です。

本市における市民自治を育み、今後も更なる「市民協働の推進」を図るため、本計画を着実に推進し、また皆様の声を積極的にお伺いする対話と信頼の市政を基本に、「夢ある次の新しい岡崎」の実現のために「市民と協働のまちづくり」を進めてまいります。

最後に、本計画を策定するにあたり多大なご尽力を賜りました岡崎市市民協働推進委員会委員の皆様を始め、貴重なご意見をいただいた市民の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後も市民協働の計画の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

岡崎市長 内田康宏

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 用語の定義.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画期間等.....	3
第2章 基本理念	4
1 市民協働の理念.....	4
2 市民協働の担い手の役割.....	5
第3章 本市における現状と課題	6
1 市民協働を取り巻く本市の状況.....	6
2 第1期市民協働推進計画の取組状況と課題.....	15
第4章 市民協働推進施策の展開	29
1 施策の方向性.....	29
2 重点プロジェクト.....	30
3 具体的な施策.....	31
4 実効性の確保.....	47
参考資料	49
1 岡崎市市民協働推進条例.....	49
2 岡崎市市民協働推進条例施行規則.....	52
3 岡崎市市民協働推進委員会委員名簿.....	54
4 計画策定の経緯.....	55
5 本市における市民協働推進のための施策年表.....	56

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 22 年 3 月に市民協働推進条例第 7 条に定める基本施策の推進計画として市民協働推進計画を策定し、市民協働を推進するための施策を行ってきましたが、その計画期間が平成 26 年度で終了します。

第 1 期市民協働推進計画は、市民協働を積極的に推進するために策定しました。その内容については、市民活動団体の中で組織や資金、人材育成などに多くの課題を抱え、目的達成に至る道なりに不安を覚える団体が少なくなかったこと、また公益性についての理解をより深める必要があったことから、計画期間の 5 年間を市民協働の「育成期」として位置付け、市民協働の推進のために必要な施策を実施してきました。

平成 25 年度に市民協働推進委員会により実施した第 1 期市民協働推進計画の施策の評価結果を踏まえ、引き続き市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現するため、第 2 期市民協働推進計画を策定することとしました。

第 2 期市民協働推進計画の策定に当たっては、市民協働推進委員会で審議・検討を行い、策定しました。

2 用語の定義

この計画では、「市民協働」、「市民活動」、「市民活動団体」及び「事業者」について、市民協働推進条例に基づいて、以下のとおり定義します。

●市民協働

市民、市民活動団体、事業者及び市が**対等の立場**で相互の関係を持ち、**地域**における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない**創造的状況**が生まれること

●市民活動

不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動または**良好な地域社会の維持及び形成**に資する**地域的な共同活動**であって、営利・宗教・政治・選挙活動でないもの

●市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

例) 町内会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会などの地域で活動する団体 (**地縁型市民活動団体**)

NPOまたはNPO法人などの福祉や環境、教育など特定の目的を共有し、その実現を目指して活動する団体 (**テーマ型市民活動団体**)

※ 本計画では、第3章以降で「市民活動団体」という場合、「テーマ型市民活動団体」を指しています。地縁型市民活動団体の事を指す場合は、「町内会等」と表記します。

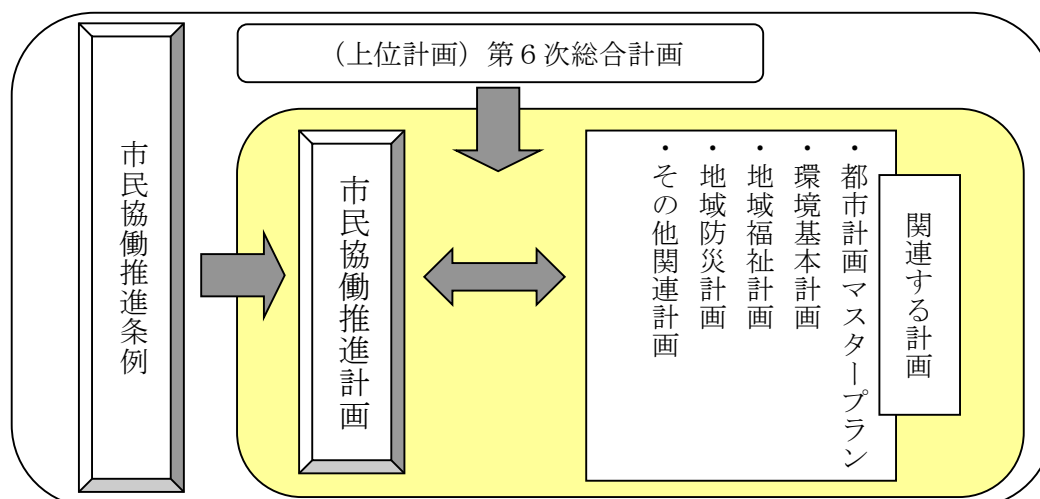
●事業者

営利を目的とする事業を行う個人または法人をいう。

3 計画の位置付け

本計画は、上位計画である第6次岡崎市総合計画※1の基本構想のまちづくり基本政策において「市民、NPO、企業、行政など多様な主体が協働してまちづくりを担う市民自治を実現」すると定められており、それに関連した個別計画です。他の本市の関連する計画とも整合性を持ちます。また、平成21年3月に制定した岡崎市市民協働推進条例第7条に定める基本施策の推進計画です。

▼図表1-1 計画の位置付け



※1 第6次岡崎市総合計画…将来のまちづくりを展望した総合的な市政運営の基本指針として策定されたものです。平成21年度から平成32年度までの期間中の本市が目指す都市の姿として『人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎』を掲げています。総合計画は、今後の本市の方向性を示す基本構想と基本構想に示された基本政策を実現するために今後実施する施策の内容を明らかにする基本計画から構成されています。

4 計画期間等

第6次岡崎市総合計画後期基本計画と期間を合わせるため、計画期間を平成27年度から平成32年度までの6年間とします。また、実効性の確保のため市民協働推進委員会により、平成31年度に実施施策の評価、平成32年度に見直しを行います。

▼図表1-2 計画期間

		H21	H26	H27	H32
第6次 岡崎市 総合計画	基本構想	H21年度～H32年度			
	基本計画	前期 (H21年度～H26年度)		後期 (H27年度～H32年度)	
市民協働推進計画		第1期 (H22年度～H26年度)		第2期 (H27年度～H32年度)	
		評価		見直し	
		評価		見直し	

第2章 基本理念

1 市民協働の理念

本市は、平成 21 年 3 月に市民協働推進条例を制定し、市民協働の理念と施策を定めています。条例の前文に記載された市民協働の理念に基づき、本計画を策定し市民協働を推進していきます。

[条例の前文（要旨）]

- 従来の行政手法の継続では、地域社会の変化、多様化した価値観やニーズに対応した公共サービスの提供が難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。
- 今後の公共サービスのあり方としては、市民協働の推進により、本市の施策、活動、各種事業などの取り組みに市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。
- 市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。
- 市民協働の推進は、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。
- 市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てます。

2 市民協働の担い手の役割

市民協働を推進するためには、市民協働の担い手である市民、市民活動団体、事業者または市がそれぞれの特性を生かして活動を行うことが必要です。また、様々な主体が協働を行うことで単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを行うことができます。市民協働の趣旨は、強制するものではなく自主的な活動でなければなりません。そのため、それぞれの役割について次のように市民協働推進条例で努力規定を定めています。

(1) 市民、市民活動団体、事業者の役割

- ア 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めます。
- イ 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めます。
- ウ 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めます。

(2) 市の役割

市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めます。この努力規定に基づき、本計画を策定し総合的、計画的に市民協働を推進していきます。

第3章 本市における現状と課題

1 市民協働を取り巻く本市の状況

(1) 社会的環境について

① 少子高齢化の進行と経済情勢の変化

日本は、出生率の低下により世界でも例を見ない速度で人口減少・少子高齢化が進んでいます。このような人口減少や少子高齢化は、地域社会の活力を低下させる要素となっています。本市においても、少子高齢化による地域的な居住人口の偏在や社会構造の変化に伴い、一部地域におけるコミュニティにおける担い手の減少や中心市街地の空洞化が懸念されます。

また、国・地方公共団体の財政の硬直化、少子高齢化に伴う社会保障費の増大により、高度経済成長期のように、すべての公共サービスを行政が担うことが難しくなってきています。

② コミュニティのつながりが重視される社会に

戦後の高度経済成長期以降、個人の自由が重視され、個人の価値観や生活様式が多様化する中、コミュニティのつながりが弱体化しているところもありました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、大地震・津波という未曾有の危機を体験しました。そこから多くの人々が、お互いに助け合うコミュニティの大切さを認識しました。復興に向けたボランティア活動や支援運動において、個人、市民活動団体、事業者または行政等の多様な主体による協働が行われています。

このような多様な主体による協働は、地域課題を解決したり、地域コミュニティを活性化し地域力を向上させる上での原動力として期待されています。

③ 多様な主体が公共サービスの担い手に

これまでは、公共サービスの担い手は行政のみであるという認識が一般的でした。しかし最近ではNPO法人や市民活動団体等による自発的な社会貢献活動が活発化しています。多数の市民や企業が社会活動を行ったり、地域活性化を目的として、住民同士が団結してまちづくり活動を行う事例を目にする機会も多くなりました。地域の実情に精通した住民自身や市民活動団体等の参画により、多様な主体が公共サービスの担い手として、お互いに協力し合って活動に取り組む社会が到来しつつあります。

(2) 町内会活動について

町内会は、地域住民が自主的に結成する組織として、地域コミュニティの形成を図るとともに、防災、防犯、環境美化、福祉等の地域の課題解決に向けた地域活動の中心的な役割を担っています。本市における町内会加入率は9割前後と高い水準にあり、町内会活動が十分に機能しており、身近な地域活動が活発に行われているといえます。

また、町内会は本市にとって重要な市民協働のパートナーであり、市内の全総代※1を会員とする総代会連絡協議会※2を通して、本市から市政だよりの配布やちらしの回覧などの広報に関する業務を中心に地域の意見の取りまとめなど様々な行政事務を依頼しています。

▼図表3-1 最近5年間の町内会加入率及び加入世帯数

年度	加入率	世帯数	加入世帯数
平成22年度	90.28%	146,941	132,652
平成23年度	90.52%	148,074	134,042
平成24年度	89.96%	149,932	134,879
平成25年度	91.39%	149,060	136,224
平成26年度	91.01%	150,968	137,389

※1 総代…本市では町内会の代表者を「総代」と呼んでいます。

※2 総代会連絡協議会…市内の全総代を会員とする組織のことです。市政だよりの配布などの業務を本市から受託し、町内会へ委託したり、会議・研修会の開催、本市との連絡調整などの役割を果たしています。

(3) 地域活動支援について

本市は、地域活動の活性化及び地域負担の軽減を目的として、平成 23 年度から支所機能の強化を行い、市内 8 地域の支所管内（中央地域は本庁管内）において支所・市民協働推進課（以下「支所等」とします。）を窓口として以下のような地域活動支援を行ってきました。

① 地域要望の連絡調整

学区等の地域要望について、特に要望先が複数の機関・部署にまたがる場合に支所等が地域と県・市担当との間の窓口となり、要望事項や要望の回答について相互の連絡調整を行いました。

② 総代業務の負担軽減

月 2 回の市政だよりの配布時期に合わせて、市の各部署からの配布物を市民協働推進課で取りまとめて一括して総代に送付しています。また、緊急性・重要性の低い情報について市の各部署から回覧の依頼をしないようチェックし、配布物の削減を行い、総代業務の負担軽減を図っています。

③ 物的・金銭面の側面支援

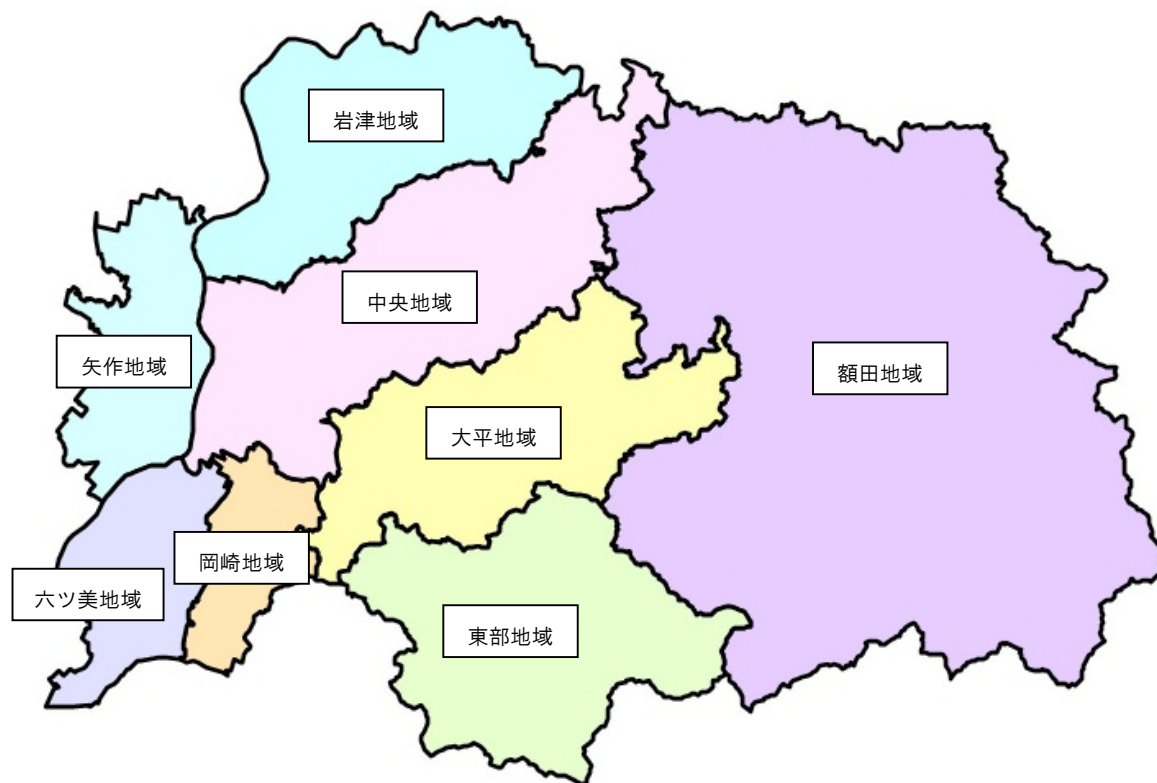
地域課題の解決を物的・金銭的な側面から支援するため、平成 25 年度に地域が自主的に実施する道路、河川などの美化清掃活動に対する消耗品・燃料等の支援を行い、また地域課題を解決する目的で行う活動について、地域と市が協力してそれぞれの役割を分担して行う地域協働事業を実施するなど地域の実情に応じた支援を行いました。

平成 26 年度には、小学校区を単位とし、地域課題の解決及び地域コミュニティの活性化のために地縁組織が行う地域活動を支援する地域協働推進事業費補助金制度を開始し、また各支所管内に 1 箇所町内会等が無料で利用できる印刷室を新たに設置しています。

④ 地域との情報交換、連絡調整

学区総代会長、町総代を中心とした地域コミュニティ組織と支所等との間で情報交換、連絡調整、意見交換などを積極的に行っています。実績として、平成 23 年度：126 回、平成 24 年度：360 回、平成 25 年度：544 回と増加しています。その結果、地域とのつながりが深くなり、支所等に地域の意見や情報が集まるようになってきています。

▼図表 3-2 岡崎市地域図



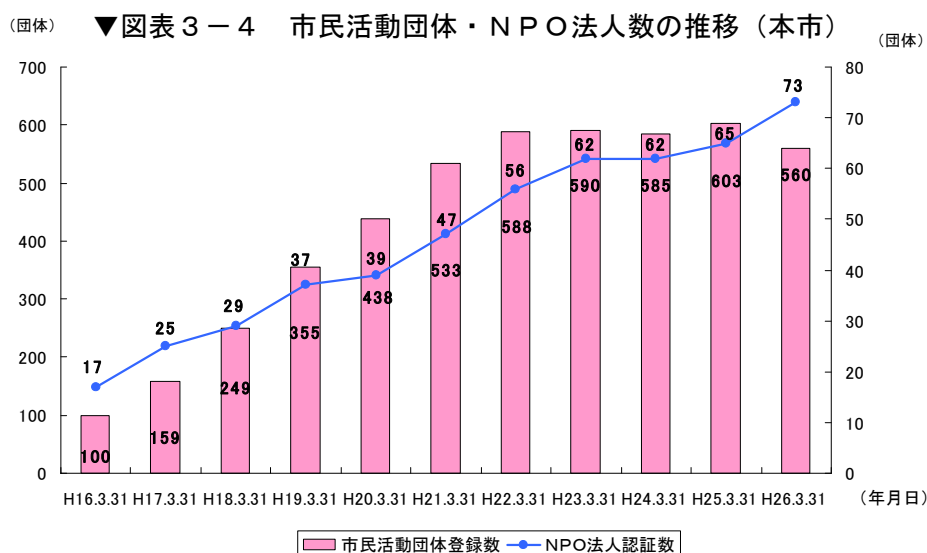
▼図表 3-3 支所管内の人口及び面積（平成 26 年 4 月 1 日現在）

	岡崎	大平	東部	岩津	矢作	六ツ美	額田	中央
面積 (km ²)	11.93	41.51	44.14	37.07	19.59	17.37	160.27	55.36
人口 (人)	56,633	30,894	21,385	48,721	56,937	42,593	8,551	113,550

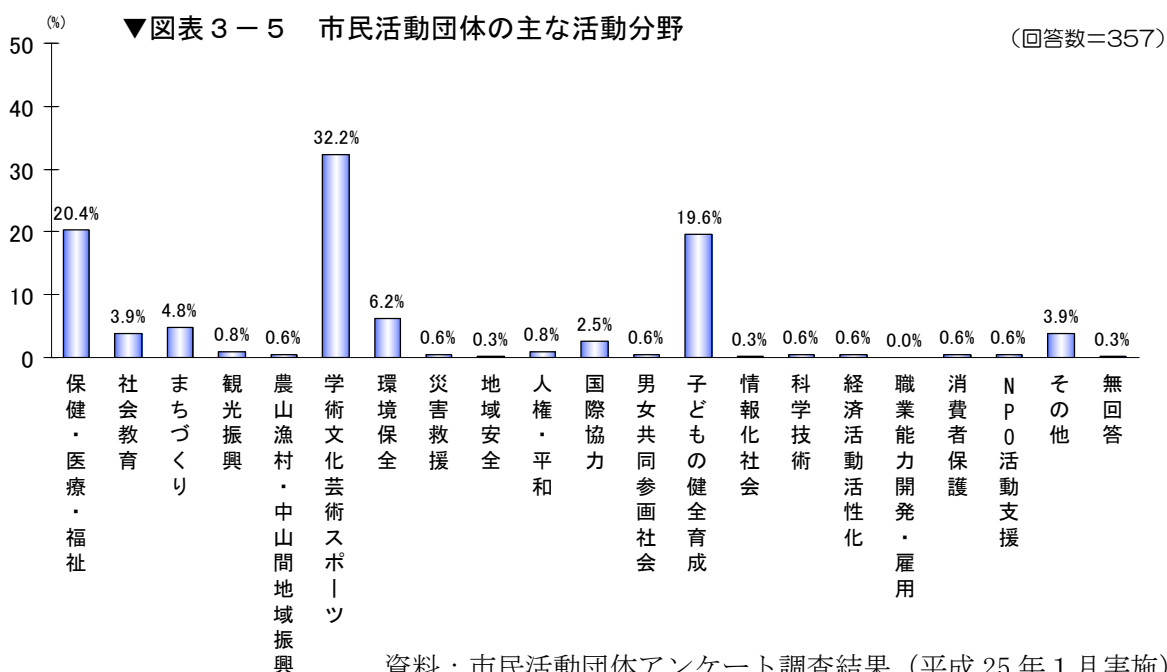
資料：住民基本台帳

(4) 市民活動団体の概要について

本市は、要件を満たす団体に対し市民活動団体登録制度※3を設けています。平成26年3月31日現在、560団体が登録しています。平成25年度から新たに市民活動実績報告書（公益活動報告書）の未提出団体の登録を取り消すという措置をとったため、市民活動団体数が減少しています。



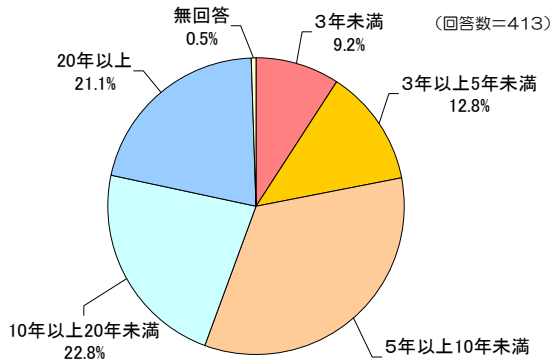
主な活動分野は、「学術・文化・芸術・スポーツ」が32.2%と最も多く、次いで「保健・医療・福祉」が20.4%、「子どもの健全育成」が19.6%などとなっています。



※3 市民活動団体登録制度…登録団体は、市民活動情報ひろばにおける団体情報の発信、市民活動総合補償保険の適用、市民活動団体助成制度の申請、地域交流センター等の団体料金利用などの支援を受けることができます。

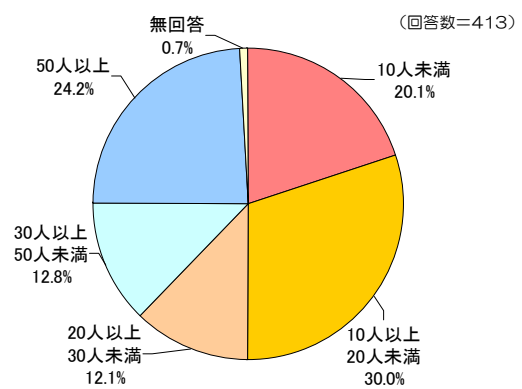
本市における登録市民活動団体は、活動年数が「5年以上10年未満」が33.7%、会員数が、「10人以上20人未満」が30.0%、年間支出額が「10万円以上50万円未満」の団体が23.5%、主な収入源が「会費収入」が61.5%、活動の性格が「社会的な課題の解決」を主目的とする団体が35.6%と最も多くなっています。

▼図表3-6 「活動年数」

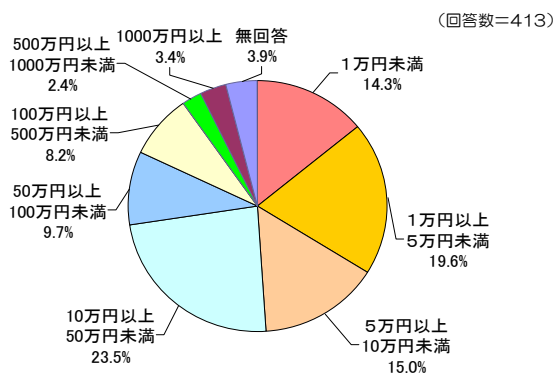


※年数5年以上：前回46.9%→今回77.6%と増加

▼図表3-7 「会員数」

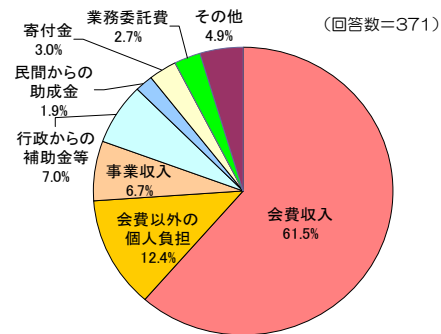


▼図表3-8 「年間支出額」

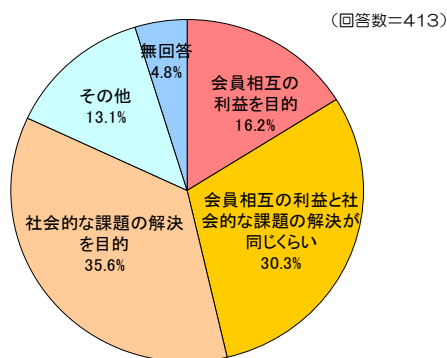


※50万円未満：前回72.4%→今回75.5%と変化なし

▼図表3-9 「主な収入源」



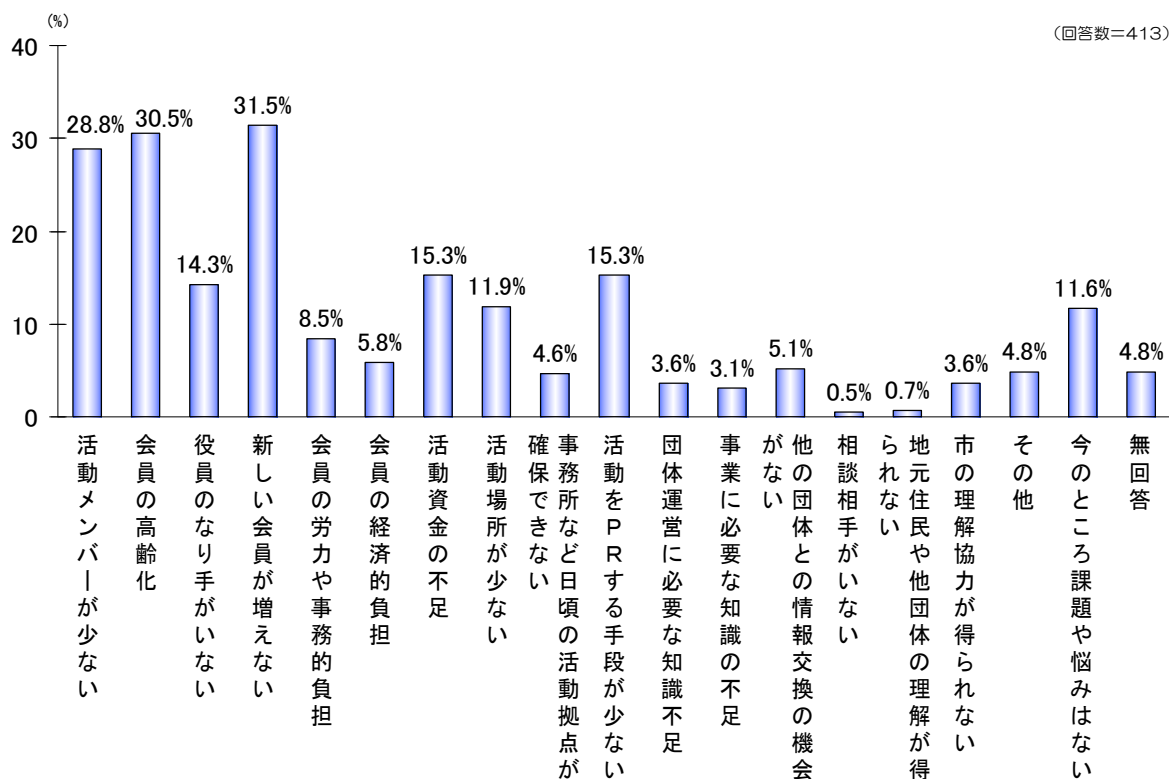
▼図表3-10 「活動の性格」



資料：市民活動団体アンケート調査結果（平成25年1月実施）

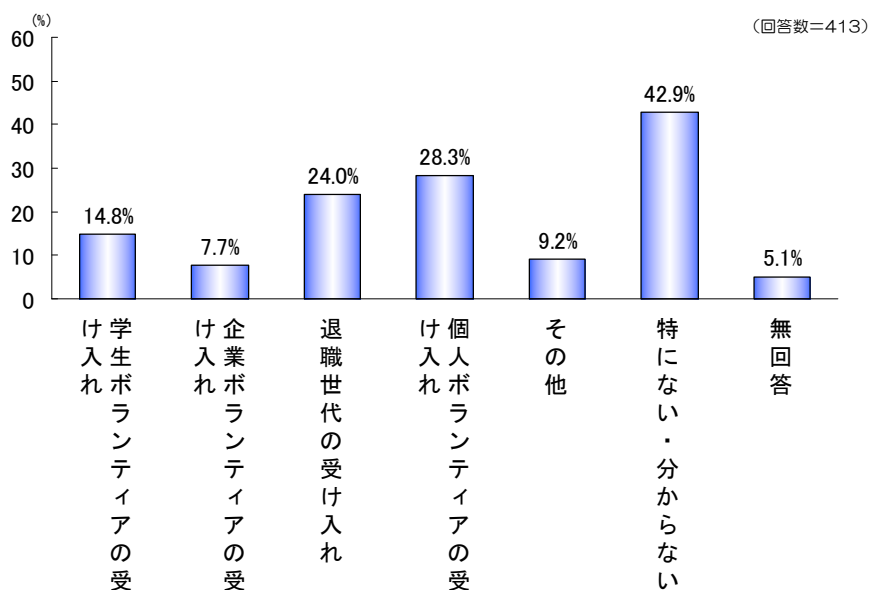
活動の中で感じている問題点が「新しい会員が増えない」が 31.5%、人材確保のために取り組みたいことが「特にない・わからない」を除いて、「個人ボランティアの受け入れ」が 28.3%と最も多くなっています。

▼図表 3-1-1 「活動の中で感じている問題点」



※「新しい会員が増えない」「会員の高齢化」など人材に関する悩みが多くなっています。

▼図表 3-1-2 「人材確保のために取り組みたいこと」



資料：市民活動団体アンケート調査結果（平成 25 年 1 月実施）

(5) 大学・事業者について

本市には、大学・短期大学・専修学校・各種学校が17校（平成25年5月1日現在）あり、個人事業主を含め事業所が14,484事業所（平成24年経済センサスー活動調査結果から）あります。このうち、従業者数50人以上の事業所が396事業所に上ります。

大学・事業者は、地域社会の一員として、まちづくりに不可欠な存在であり、附属機関の委員として会議に参加する等の連携が行われています。また、防災、災害支援、福祉、環境美化等の各分野で大学や事業者と本市で協定を締結したり、連携して事業を実施するなどの取組が行われています。

大学・事業者との市民協働事業の事例：「中小企業情報発信事業」

大学・事業者と本市の協働による、中小企業情報発信事業の実施

中小企業の情報発信がなかなか進まず、また中小企業と大学生との間の雇用のミスマッチが発生している状況を市が認識していたところ、青年経営者団体と市とで意見交換をした結果、団体のもつ多様な業種・規模の中小企業ネットワークを生かした企業連携型の情報発信事業を協働で行うこととなりました。



市内の短期大学生が、中小企業を訪問し、第三者として企業や経営者の魅力や強み、これまでのストーリーについて取材し、取材した短期大学生と、取材された経営者が協働で原稿を作成し、団体が企業情報発信サイト「岡崎コレクション」を制作し、原稿を掲載しました。

中小企業の情報発信及び雇用のミスマッチの解消に一定の効果が出ています。

(6) 市民協働推進施策の実績について

本市では、福祉、まちづくり、環境保全、子育て支援、地域安全などの様々な分野で市民協働事業を実施しています。

庁内実態調査を行った結果、市全体で行われている市民協働を推進するための施策（市民活動団体等との協働、委託、補助金交付、会議、後援、表彰など 13 項目の事業を調査）は、平成 25 年度事業数 207 件、決算額 726,510 千円で、市民税決算額の約 2.5%となっています。

▼図表 3-13 最近 5 年間の市民協働推進施策の実績

年度	件数	決算額	市民税額に占める割合
平成 21 年度	191 件	606,930,789 円	約 2.0%
平成 22 年度	191 件	643,632,862 円	約 2.3%
平成 23 年度	186 件	603,958,944 円	約 2.2%
平成 24 年度	186 件	657,770,354 円	約 2.3%
平成 25 年度	207 件	726,510,083 円	約 2.5%

資料：市民協働推進課

福祉分野における市民協働事業の事例：「買い物バス むらさき号」

地域課題である買い物難民のため買い物バスの運行の実施

F 学区には、余り店舗がない地域があり、また学区内に路線バスが走っていません。そのため高齢者などの車による移動が困難な方、日常生活に欠かせない食料品などの買い物に不便を感じる方が出てきていました。

そこで学区福祉委員会がバス事業者と連携し、買い物バスの運行を企画し、市と市社会福祉協議会が情報提供、関係機関・報道機関などとの連絡調整を行い、実際の運行に結びつきました。



2 第1期市民協働推進計画の取組状況と課題

(1) 第1期市民協働推進計画の取組状況

第1期市民協働推進計画では、市民協働推進条例第7条に基づき、事業を6つの基本施策に区分し、実施しました。

6つの基本施策	
基本施策1	市民協働に関する情報の収集及び提供
基本施策2	市民活動の支援及び推進
基本施策3	市民活動団体等の連携の推進及び強化
基本施策4	市民活動拠点の充実
基本施策5	市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等
基本施策6	町内会活動の活性化 (その他市民協働及び市民活動を推進するため必要と認めるもの)

第1期市民協働推進計画に掲げられた全52事業の主要事業の取組状況を見ると計画通りに進んだ事業が40事業、一部実施した事業が11事業、未実施の事業が1事業です。事業単位でみた達成率は、76.9%であり、全体的にはおおむね順調に進んでいます。未実施の事業は、「メーリングリストを活用した連携」ですが、市民活動情報ひろばの活用等により補っています。(図表3-14参照)

(2) 第1期市民協働推進計画の評価

市民活動団体アンケート※4等の結果をもとに、市民協働推進委員会において第1期市民協働推進計画の評価を行いました。評価結果については、「達成(事業目的を達成し、完了した)」が3事業、「拡充(事業を継続して、事業規模を拡充する)」が4事業、「現状維持(事業を継続する)」が43事業、「縮小(事業は継続するが、規模を縮小する)」、「見直し(事業内容の見直しを行う)」が該当無し、「廃止(事業を廃止する)」が2事業となっています。(図表3-14参照)

※4 市民活動団体アンケート…計画策定の基礎資料とするため、市内の市民活動団体の現状や課題などを把握することを目的とし、平成24年12月から平成25年1月にかけて、平成24年11月13日時点で本市に登録している市民活動団体588団体を対象とした調査です。413団体の回答を得て、回収率は70.2%でした。

▼図表3-14 岡崎市市民協働推進計画主要事業の評価シート

施策名	事業数	取組状況			評価					
		実施	一部実施	未実施	達成	拡充	現状維持	縮小	見直し	廃止
1 市民協働に関する情報の収集及び提供	13	10	3	0	0	0	13	0	0	0
(1) 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信	6	5	1				6			
(2) 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり	2	2					2			
(3) 市民活動支援機関などとの連携・情報共有	5	3	2				5			
2 市民活動の支援及び推進	10	8	2	0	2	2	6	0	0	0
(1) 市民活動への財政的支援	2	1	1			1	1			
(2) 市民活動を担う人材の育成	4	4					4			
(3) 事業者による支援	1		1			1				
(4) 中間支援NPOの発展の支援	1	1					1			
(5) 市民活動団体登録	2	2			2					
3 市民活動団体等の連携の推進及び強化	3	1	1	1	0	0	2	0	0	1
(1) 市民協働の担い手の連携の推進及び強化	3	1	1	1			2			1
4 市民活動拠点の充実	6	6	0	0	0	1	5	0	0	0
(1) 市民活動拠点施設の運営の充実	3	3				1	2			
(2) 市民活動拠点施設の機能の充実	3	3					3			
5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等	10	8	2	0	1	1	7	0	0	1
(1) 市民協働推進体制の充実	3	3				1	1			1
(2) 市民協働コーディネーターの養成	1	1					1			
(3) 市民参加・参画手法の推進	2	2			1		1			
(4) 本市職員の意識改革	2	1	1				2			
(5) 市民協働事業の仕組みづくり	1	1					1			
(6) 財政的措置の研究	1		1				1			
6 町内会活動の活性化	10	7	3	0	0	0	10	0	0	0
(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供	2	1	1				2			
(2) 市民活動の支援及び推進	3	3					3			
(3) 市民活動団体などの連携及び強化	1		1				1			
(4) 活動拠点施設の充実	2	1	1				2			
(5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、 財政的支援	2	2					2			
合計	52	40	11	1	3	4	43	0	0	2
	100.0%	76.9%	21.2%	1.9%	5.8%	7.7%	82.7%	0.0%	0.0%	3.8%

(3) 第1期市民協働推進計画の評価結果から得られた課題（基本施策別）

ここでは、評価結果から事業の取組状況、課題・今後の方向性を市民協働推進条例の基本施策ごとにまとめています。第2期市民協働推進計画においても、基本施策ごとに主要事業を着実に実施する方向性であり、第1期市民協働推進計画の評価結果から導き出された課題を踏まえ、本計画の第4章で示す施策体系の中で改めて検討します。

基本施策1 市民協働に関する情報の収集、提供

【取組状況】

- ・各種広報媒体（市民活動情報ひろば、市政だより、市民活動団体ガイドブック、地域交流センター便り、市民活動団体向けメールマガジンなど）の活用により、市民活動団体の情報発信の支援や市民活動に関する情報発信をすることができました。また、市民活動団体の情報発信力向上のため、市民活動情報ひろばの活用講座を実施しています。
- ・市民公益活動助成金の成果報告会、地域交流センター等における交流イベントを開催するなど、市民活動に対する理解を深めるきっかけづくりを行いました。

【市民活動団体アンケート調査結果】

- ・市民活動情報ひろば、市民活動メールマガジンについては、評価する意見が6～7割前後と肯定的な意見が多くなっています。一方、存在を知らないという意見が2～3割あり、周知が課題となっています。また、市民活動情報ひろばについては、効果が分からない、問合せがきたことがないといった回答もありました（図表3-15参照）。
- ・市が重点を置くべき支援策として、「市民活動に関する情報の提供」が2番目に多くなっています。市民活動に関する情報の提供へのニーズが高いことを示しています。また、「活動機会の提供」も3番目に多くなっており、参加のきっかけづくりへのニーズが高くなっています（図表3-16参照）。

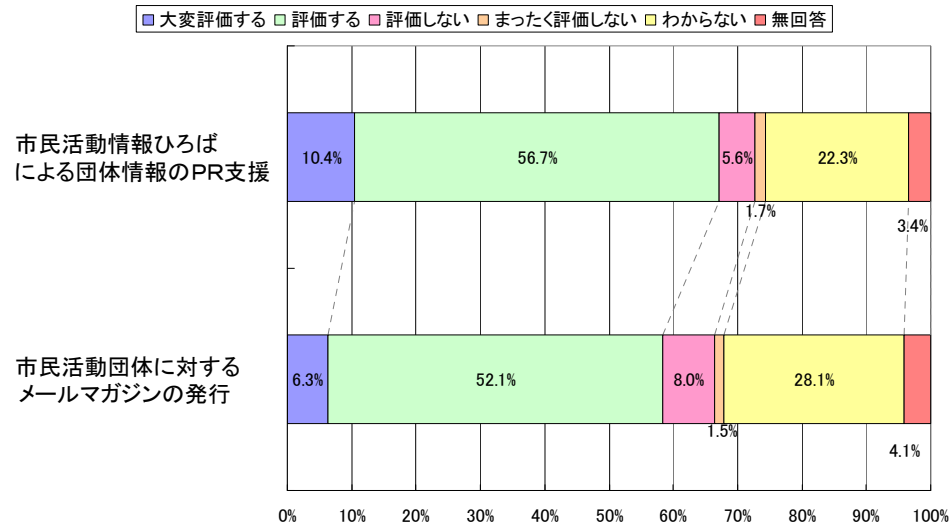
【課題・施策の方向】

- ・市民活動に関する情報の提供を求める市民活動団体が多いため、市があいちNPO交流プラザ等の関係機関と連携を図りながら、市民活動情報の発信を継続的に実施していきます。一方、情報提供方法の周知率が低いことから、市民活動団体が行う情報発信の支援、市民活動に必要な情報の提供方法を工夫する必要があります。
- ・市民の市民活動への参加については、市民活動の担い手を広げるために必要なものであり、より多くの市民に市民活動への興味を持ってもらえるよう地域交流センターのイベント、市民公益活動助成金成果報告会等の開催方法を工夫しながら、継続的に実施する必要があります。

【参考：市民活動団体アンケート調査図表】

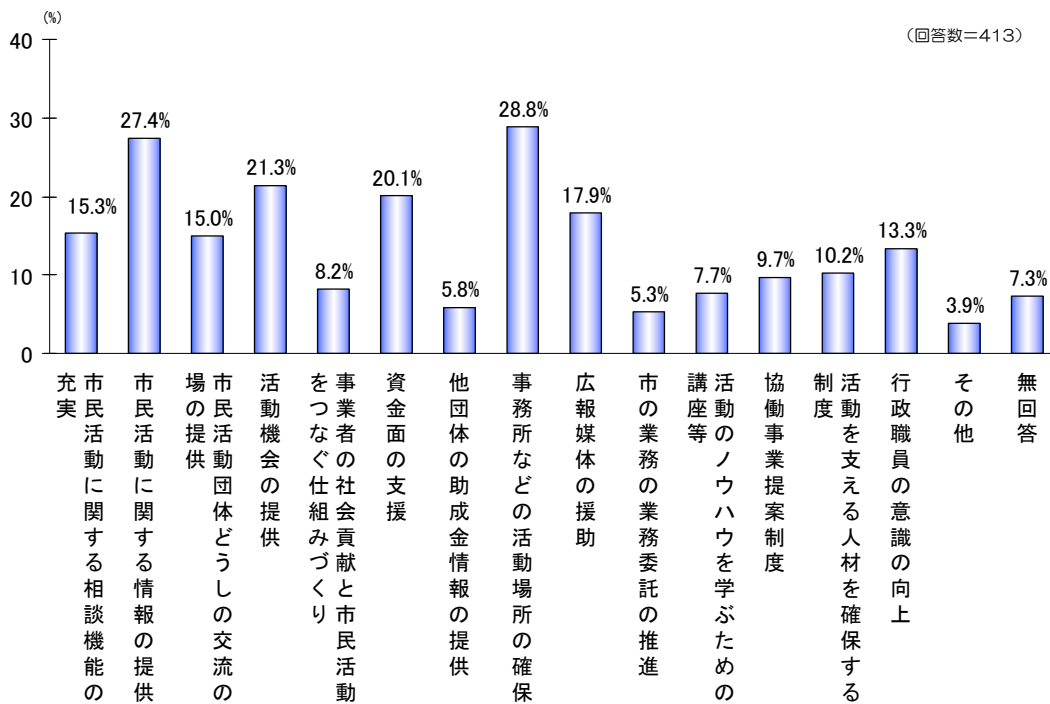
▼図表3-15 「市民活動支援（情報発信）に対する評価」

(回答数=413)



▼図表3-16 「市が重点を置くべき支援策」

(回答数=413)



基本施策 2 市民活動の支援、推進

【取組状況】

- ・市民公益活動助成金、市民活動総合補償保険を運営するなど、市民活動団体に対する支援を行っています。また、市民活動センター、地域交流センターに相談窓口を設け、市民活動団体に対するサポート体制を構築しています。
- ・平成 23 年度に公益活動の定義を決定し、周知しました。それに基づき、平成 25 年度に市民活動団体登録に関する要領を定め、登録制度の適正化を図っています。

【市民活動団体アンケート調査結果】

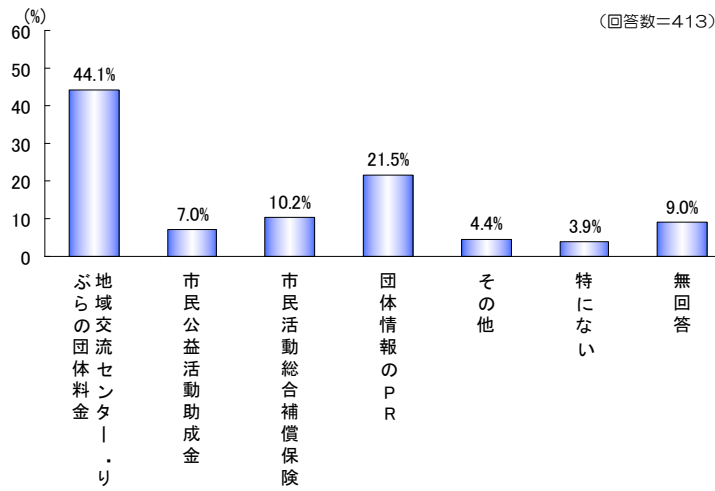
- ・市民活動団体登録をした理由として、「地域交流センター、りぶらの団体料金」が 4 割強と最も多く、「団体情報の PR」が約 2 割となっています（図表 3-17 参照）。
- ・市民活動支援については、「大変評価する」「評価する」を合わせて、「市民活動拠点施設の運営」と「活動室の団体料金利用」で 7 割以上、「市民活動総合補償保険」が 6 割以上となるなど、おおむね評価されています。一方、制度について「わからない」という回答が市民公益活動助成金で約 4 割、市民活動総合補償保険で約 3 割あります（図表 3-18 参照）。
- ・市が重点を置くべき支援策として、「活動場所の確保」「市民活動に関する情報の提供」「活動機会の提供」「資金面の支援」の順に多くなっています（図表 3-16 参照）。
- ・市民公益活動助成金については、申請したことがない団体が約 8 割あり、その理由として、「制度を知らなかった」が最も多く、次いで「資金は不足していない」「検討もしていない」「手続等に手間がかかる」となっています（図表 3-19、20 参照）。
- ・助成金を受けることを必要としていない団体が 5 割強となっています（図表 3-21 参照）。

【課題・施策の方向性】

- ・市民公益活動助成金の継続的な実施、市や各種団体・事業者の助成制度の紹介など、市民活動団体の財源確保を側面的に支援する必要があります。
- ・市民活動団体の人材不足の解決の一助となるよう、個人ボランティアの登録制度の促進など、市民が市民活動に参加するきっかけづくりを行うことや、市民活動団体が人材を有効に生かすことができるよう団体の運営力を高めるための支援を行うことが必要です。
- ・市民活動団体のリーダーに対する研修、中間支援 NPO が指定管理者となっている市民活動拠点施設による相談事業などを通して、市民活動団体がより活発に公益的な活動を行うことができるよう、また広く市民に認められ、支持を受ける活動となるよう団体の運営、活動内容についてサポートする必要があります。
- ・事業者との連携について、事業者の社会貢献活動情報の収集・提供を行うなど、研究する必要があります。

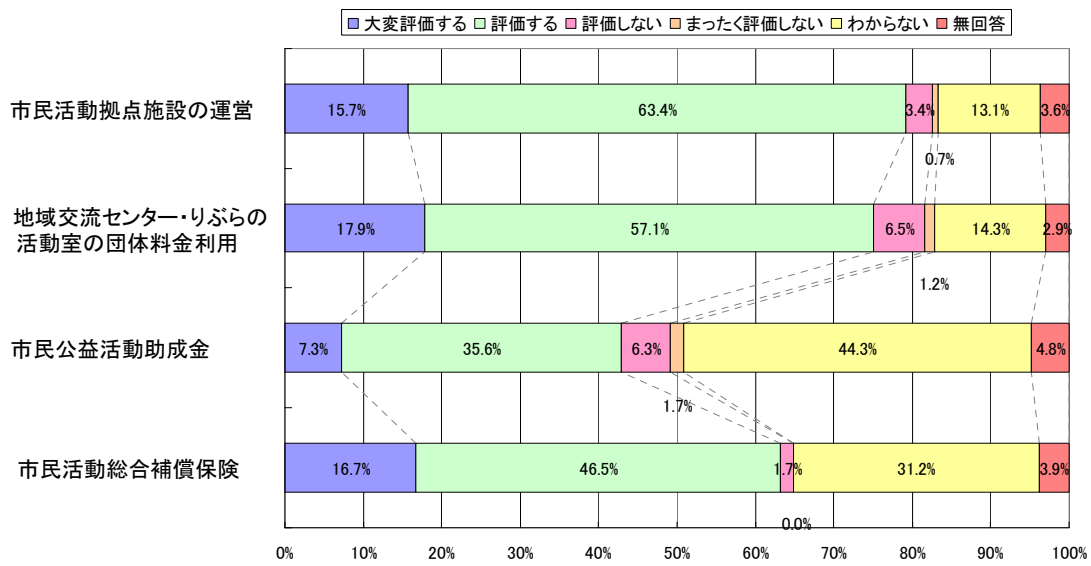
【参考：市民活動団体アンケート調査図表】

▼図表 3-17 「市民活動団体登録した理由」

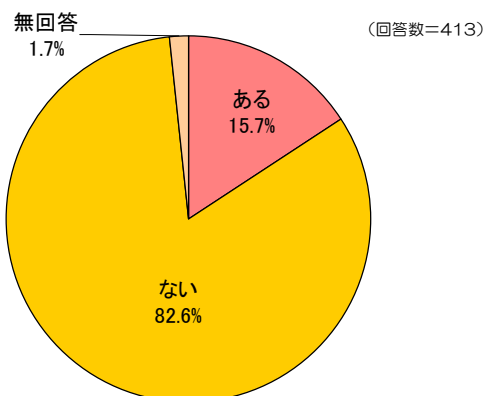


▼図表 3-18 「市民活動支援に対する評価」

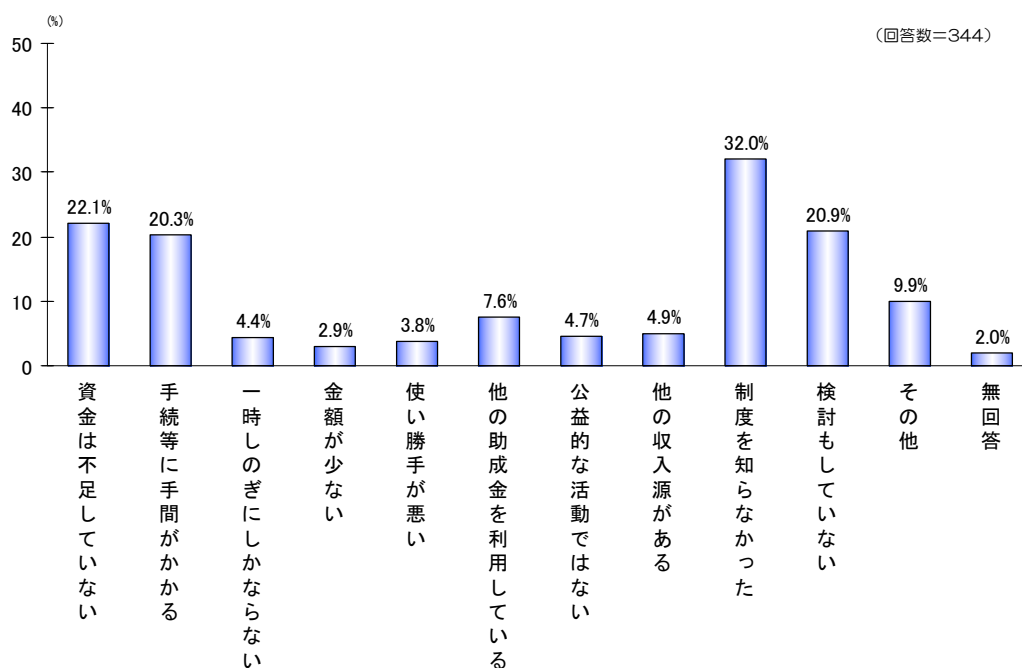
(回答数=413)



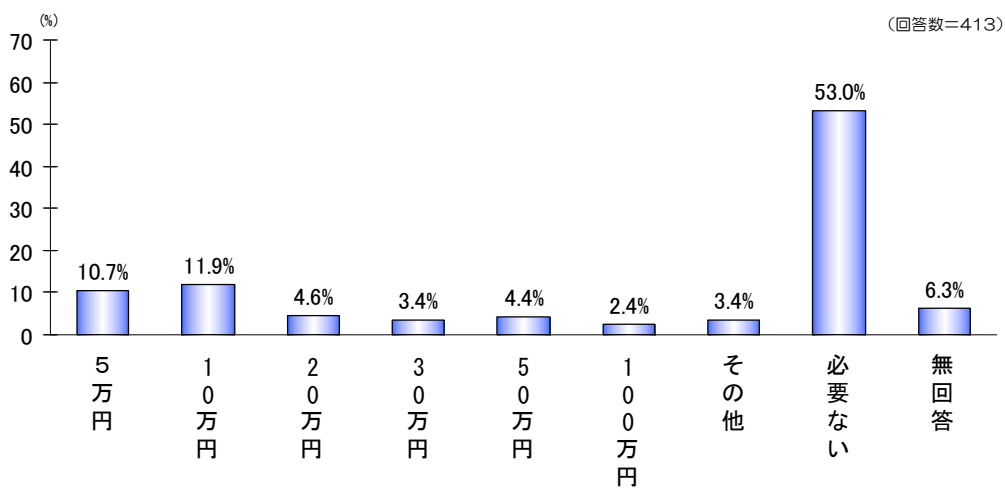
▼図表3-19 「市民公益活動助成金の申請経験の有無」



▼図表3-20 「市民公益活動助成金を申請しない理由」



▼図表3-21 「他団体、市等から助成金を受けることが必要か」



基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進、強化

【取組状況】

- ・市民活動拠点施設において、市民活動啓発イベント（当日及び実行委員会における団体間の交流・連携）・市民活動団体交流会の実施、また地域のまちづくりを担う市民活動団体が交流する地域活動報告会を実施しました。

【市民活動団体アンケート調査結果】

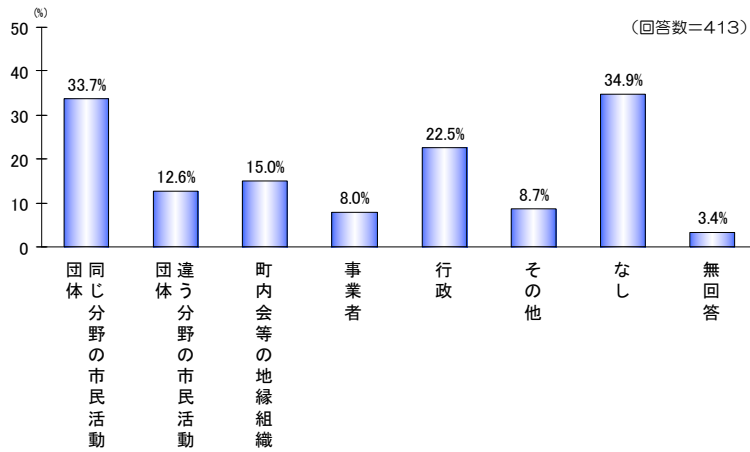
- ・他団体と協働したことがあるかという質問に対し、他団体と協働したことがない団体が 34.9%と最も多く、協働相手としては、「同じ分野の市民活動団体」が 33.7%、「行政」が 22.5%となっています（図表 3-22 参照）。
- ・今後活動する上で、協働したい相手が「ある」と回答した団体が 53.8%で、「ない」が 41.2%となっています。「ある」と回答した団体では、「同じ分野の市民活動団体」が 45.8%と最も多く、「町内会等の地縁組織」が 37.4%、「行政」が 36.1%となっています（図表 3-23、24 参照）。
- ・他団体と協働したくない理由としては、「自分たちで活動が完結しているため」が 48.0%と最も多くなっています（図表 3-25 参照）。

【課題・施策の方向性】

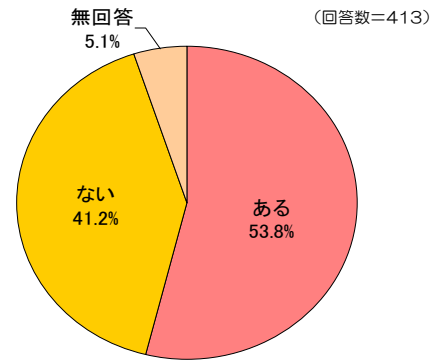
- ・他の団体等と協働したことがない団体や今後活動する上で協働したくない団体が多いことから、市民協働を推進するために市民協働に関わる人材を育成することが求められます。
- ・他団体と協働したい市民活動団体をサポートするため、継続的に市民活動団体の交流の場を設けること、また市民活動拠点施設が市民協働コーディネーターとしての役割を果たし市民活動団体が連携できるような場が必要になります。

【参考：市民活動団体アンケート調査図表】

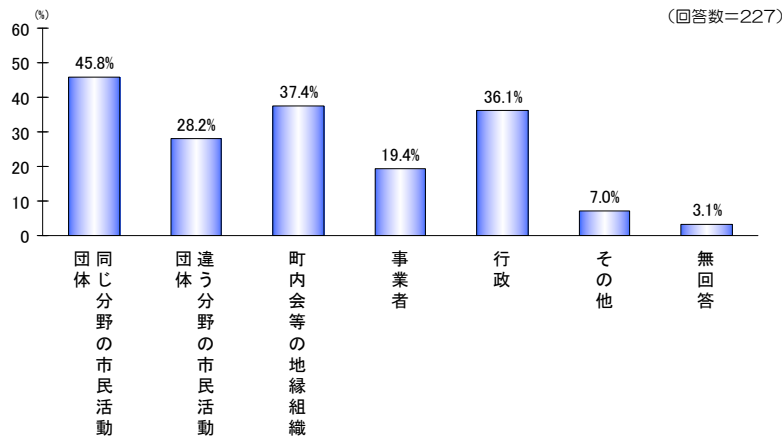
▼図表3-22 「協働したことがある団体」



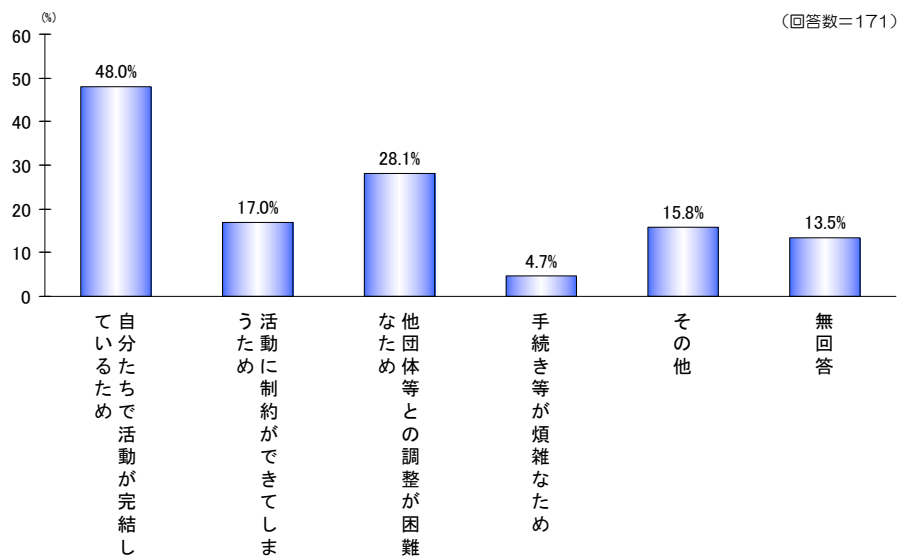
▼図表3-23 「今後活動する上で協働したい相手があるか」



▼図表3-24 「今後協働したい相手」



▼図表3-25 「他団体と協働したくない理由」



基本施策 4 市民活動拠点の充実

【取組状況】

- ・市民活動の拠点である地域交流センター、市民活動センターなどの運営を通して、市民活動に関する情報収集・提供、相談、講座などを行い、市民活動支援の充実を図っています。
- ・市民活動の拠点の情報交換・連携強化のため、拠点施設連携会議を定期的を開催しています。
- ・平成 24 年度に東部地域交流センター、平成 26 年度に地域交流センター六ツ美分館が開館するなど、拠点施設の充実に取り組んでいます。

【市民活動団体アンケート調査結果】

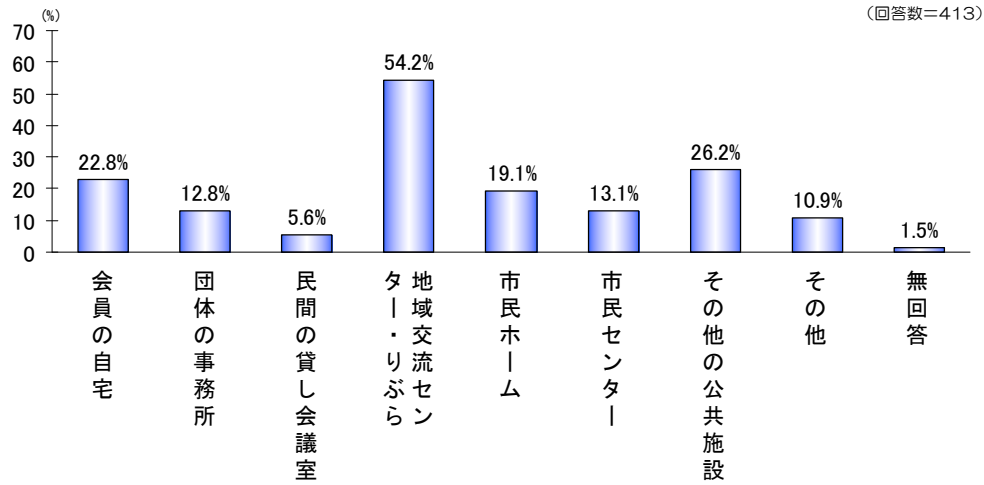
- ・打合せや会合などで使用する施設として、「地域交流センター・りぶら」が 54.2%で最も多く、「その他の公共施設」が 26.2%、「会員の自宅」が 22.8%となっています（図表 3-26 参照）。
- ・市民活動拠点施設に期待することとして、「ホールや会議室などの開放」が約 5 割と最も多く、次いで「事務機器など貸出し機材の充実」となっています。「自主事業の開催」「市助成金申請の助言」「行政との協働の仲介」「他団体等との協働の仲介」「相談機能の充実」を求める声も多くなっています（図表 3-27 参照）。

【課題・施策の方向性】

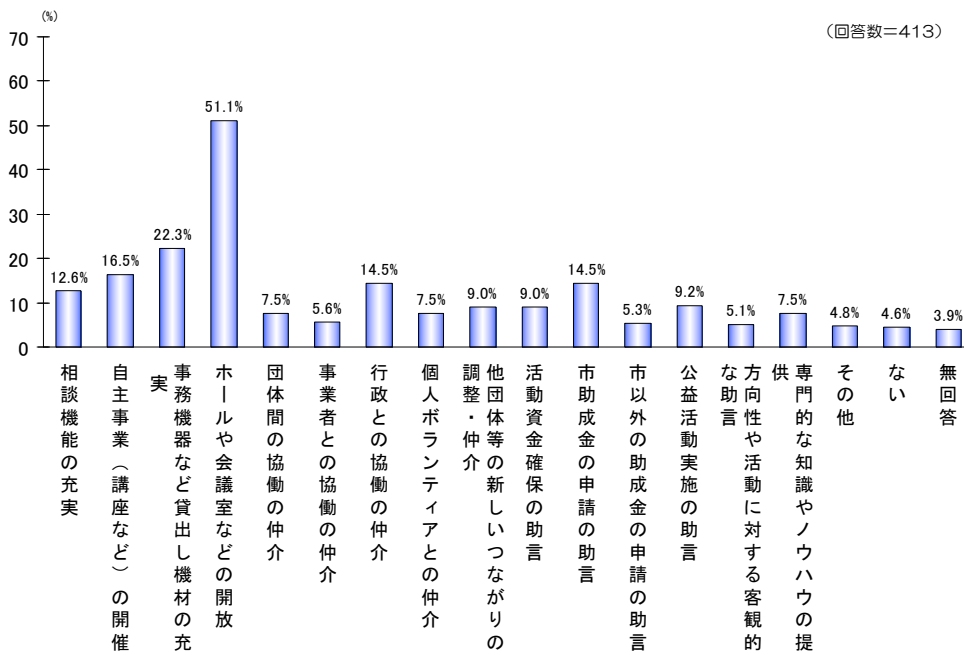
- ・市民活動拠点施設の機能として、会議室などの活動場所の提供、市民活動の相談機能、市民の市民活動への参加を促進する個人ボランティアへのサポート、各種助成金などの情報提供、他団体との協働・連携を希望する団体の仲介など、市民活動団体をサポートする市民協働コーディネーターとしての役割が求められています。

【参考：市民活動団体アンケート調査図表】

▼図表3-26 「打合せや会合などで使用する施設」



▼図表3-27 「市民活動拠点施設に期待すること」



基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援

【取組状況】

- ・市民活動拠点施設の指定管理者が、市民活動団体、事業者、行政を調整する市民協働コーディネーターの役割を果たすことができるよう調整・連携しました。
- ・市民活動団体向け、職員向けのワークショップマニュアルを作成し、周知しました。
- ・市民活動団体と市の各課が協定書を結び、役割分担をして、公共サービスを提供する事業を行政提案の形式で、年間3件程度市民協働事業として、モデル的に実施しています。食育、地域資産の利活用、地域防犯活動、まちづくり、経済の振興などの分野で事業を実施しています。
- ・市全体で行われている市民協働を推進するための施策（市民活動団体等との協働、委託、補助金交付、会議、後援、表彰など13項目の事業を調査）は、平成25年度事業数207件、決算額726,510千円で、市民税決算額の約2.5%（平成24年度は、事業数186件、決算額657,770千円で市民税決算額の約2.3%）と順調に推移しています。

【市民活動団体アンケート調査結果】

- ・市民活動拠点施設が市民協働コーディネーターの役割を果たしていると思うかという質問に対し、「思う」が約3割ある一方、「わからない」が6割弱もあり、具体的なサポート内容を周知するなどの課題があります（図表3-28参照）。

【職員アンケート（平成25年7月実施、回答数798人）】

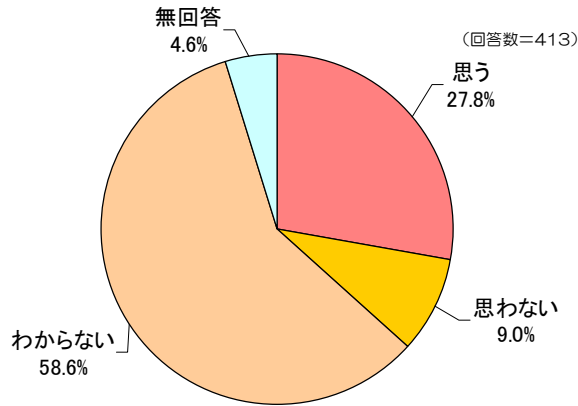
- ・今までの業務において市民協働の手法をどの程度取り入れているかという質問に対し、「積極的に取り入れている」が5.4%、「必要に応じて取り入れている」が29.7%、「取り入れる業務がない」が45.9%、「取り入れていない」が19.0%となっています。「取り入れていない」理由としては、「市民協働にふさわしい事業がないため」が55.1%を占めています（図表3-29、30参照）。
- ・市民協働を推進するために必要なこととはという質問に対し、「市民協働事例の具体例の紹介」が59.5%、「市民協働の手法等を紹介するマニュアルの整備」が34.0%、「職員向け市民協働研修の実施」が31.1%となっています（図表3-31参照）。

【課題・施策の方向性】

- ・市民協働コーディネーターの周知率が低いので、具体的なサポート内容などの周知に努める必要があります。
- ・職員の協働に対する意識をより高めるため、市民協働事業の事例集を作成したり、職員研修を実施したりするなど、市民協働に取り組む姿勢を高める必要があります。

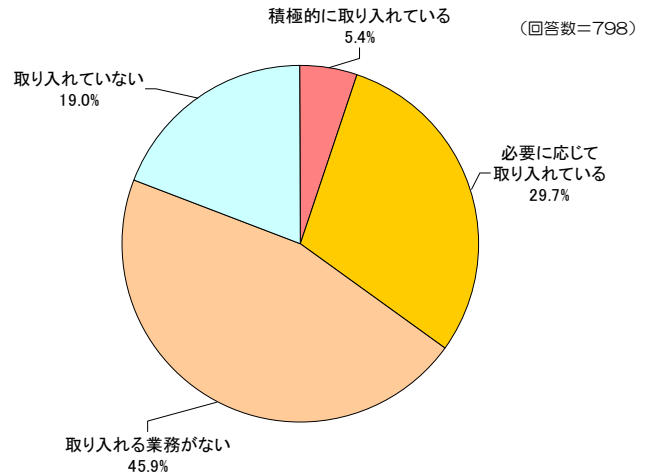
【参考：市民活動団体アンケート調査図表】

▼図表 3-28 「市民活動拠点施設が市民協働コーディネーターとしての役割を果たしているか」

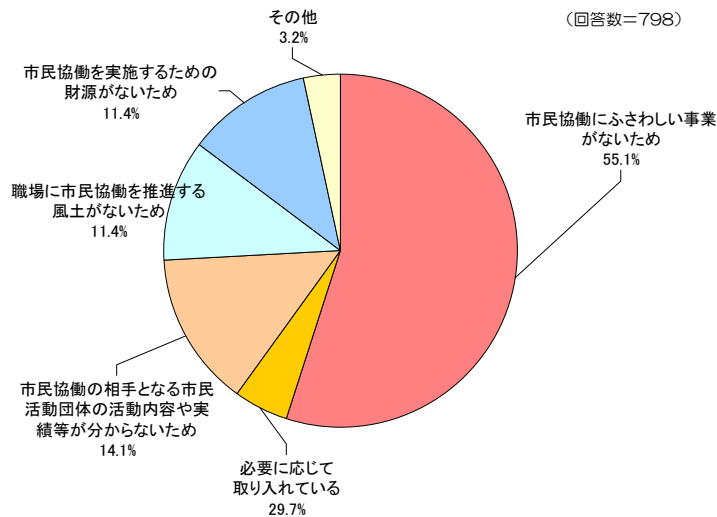


【参考：職員アンケート調査図表】

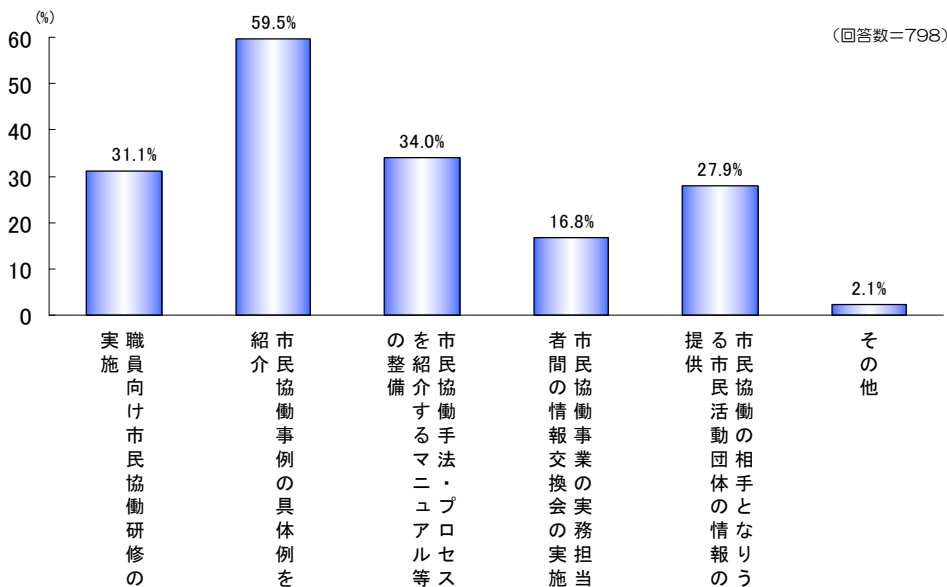
▼図表 3-29 「今までの業務で市民協働の手法をどの程度取り入れているか」



▼図表 3-30 「業務に市民協働の手法を取り入れない理由」



▼図表 3-31 「市民協働を推進するために必要なことは」



基本施策 6 町内会活動の活性化

【取組状況】

- ・市民協働推進課窓口で、町内会の運営方法、規約の改正、地区集会施設の改修・新設に対する補助金、認可地縁団体などの町内会からの相談窓口を設けています。
- ・平成 23 年度から支所等で支所機能強化に伴う地域活動支援を実施し、地域課題の解決を側面的に支援するため、総代業務の負担軽減、地域要望の集約・関係機関との調整などを行っており、学区総代会長を中心に、地域課題の聞き取りを行いました。
- ・総代業務の負担軽減を図るため、市の各課からの配布物をチェックし削減を行うとともに、学区等の地域要望について、地域と県・市担当課との窓口となり連絡調整を行いました。
- ・地域課題の解決を側面から支援するため、平成 25 年度からボランティア清掃活動への消耗品支援、地域との協働事業などを、平成 26 年度には、小学校区を単位とし、地域課題の解決及び地域コミュニティの活性化のために地縁組織が行う地域活動を支援する地域協働推進事業費補助金制度を開始し、また各支所管内に 1 箇所町内会等が無料で利用できる印刷室を新たに設置するなど地域の実情に応じた地域活動支援を行っています。

【課題・施策の方向性】

- ・地域が自主的に進めるべきコミュニティ活動が活性化するよう、総代会の負担軽減を図り、引き続き地域協働事業など、地域の実情に応じた側面支援に取り組む必要があります。
- ・地域活動事例集の作成などの方法により、特徴的な地域活動の事例を紹介するなど、地域活動への理解を深めることが必要です。

第4章 市民協働推進施策の展開

1 施策の方向性

第1期市民協働推進計画では、組織や資金、人材育成などに課題を抱え、目的達成に至る道に不安を感じる団体が少なくなかったことから、計画期間を市民協働の「育成期」として位置付け、施策を推進しました。

第2期市民協働推進計画では、育成期から自立に向けステップアップできる施策を検討し、計画期間を市民協働の「自立期」として位置付け、前章に掲げた課題・施策の方向性から「①市民活動の質的充実」に向けた支援、「②市民協働を推進する人材の育成」に向けた施策を実施することにより、市民、市民活動団体、町内会等、事業者及び市が対等な立場で協力し、連携して事業に取り組むことで地域課題を解決し、地域力の向上につなげていきます。

「自立期」の考え方

市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現することが本計画の趣旨となっています。この趣旨を実現するためには、市民、市民活動団体、町内会等、事業者または市などの市民協働の担い手が、お互いに依存することなく、それぞれ公共サービスの担い手として、自立した存在であることが重要です。この自立した市民協働の担い手同士がパートナーとして協働を行うことでより**大きな効果**が上げられると考えます。

市民協働により大きな効果が上がった事例：「岡崎市高齢者見守り支援事業」

町内会等・事業者と本市の協働による、高齢者見守り支援事業の実施

既に学区福祉委員会等の地縁組織により行われている地域における見守りに、事業者が加わることで、見守り体制を強化し、孤立死や虐待を防止するとともに高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、平成25年度に事業を開始しました。見守り支援事業所として登録された事業者は、高齢者の異常に気付いた場合に市に連絡し、事業者から連絡を受けた市が必要な支援につなげています。



2 重点プロジェクト

第2期市民協働推進計画の計画期間を市民協働の「自立期」として位置付け、今後重点的に取り組むことで基本理念の実現のために効果的である事業を「重点プロジェクト」として取り組んでいきます。

① 市民活動の質的充実

第1期市民協働推進計画においては、市民協働の「育成期」であることから、市民活動団体の支援・育成という観点で量的な拡大を目指してきましたが、第2期市民協働推進計画では、「自立期」であり、市民活動の質的充実が求められる段階に入っていることから、そのために必要な支援を行います。

⇒主な事業名

- 市民活動団体の財源確保の側面的支援 (No. 6, 8, 9)
- 市民活動団体の公益活動の促進 (No. 17)
- 市民活動団体、町内会等の運営力を高めるための相談・コーディネートの実施 (No. 25, 26, 28, 29, 30, 39)

※主な事業名の後のカッコ内のNo. はP32～P46に記載している主要事業のNo. と対応しています。

② 市民協働を推進する人材の育成

少子高齢化、個人の価値観の多様化などの社会構造の変化に伴い地域の抱える課題が多様化・複雑化する中で、市民協働の担い手である市民、市民活動団体、町内会等、事業者及び市が互いの知恵や工夫を生かし、限られた社会資源を活用し、これまで以上に連携して地域課題の解決に取り組むため、市民協働を推進する人材の育成を図る必要があります。

⇒主な事業名

- 市民協働の担い手に対する研修等の実施 (No. 10, 11, 20, 21, 22, 23, 24, 38, 43, 45, 46, 47)
- 市民活動団体、町内会等の運営力を高めるための相談・コーディネートの実施 (No. 25, 26, 28, 29, 30, 39)
- 連携の促進 (No. 18, 19)
- 市民協働の手法・効果の紹介 (No. 34, 35)

※主な事業名の後のカッコ内のNo. はP32～P46に記載している主要事業のNo. と対応しています。

3 具体的な施策

事業の展開に当たっては、市民協働推進条例に示された以下の6つの基本施策に基づき、具体的な施策を実施します。

基本施策1 市民協働に関する情報の収集及び提供

基本施策2 市民活動の支援及び推進

基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

～市民協働を担う市民活動団体等の連携の推進及び強化～

基本施策4 市民活動拠点の充実

基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等

基本施策6 町内会活動の活性化

(その他市民協働及び市民活動を推進するため必要と認めるもの)

※表の見方について

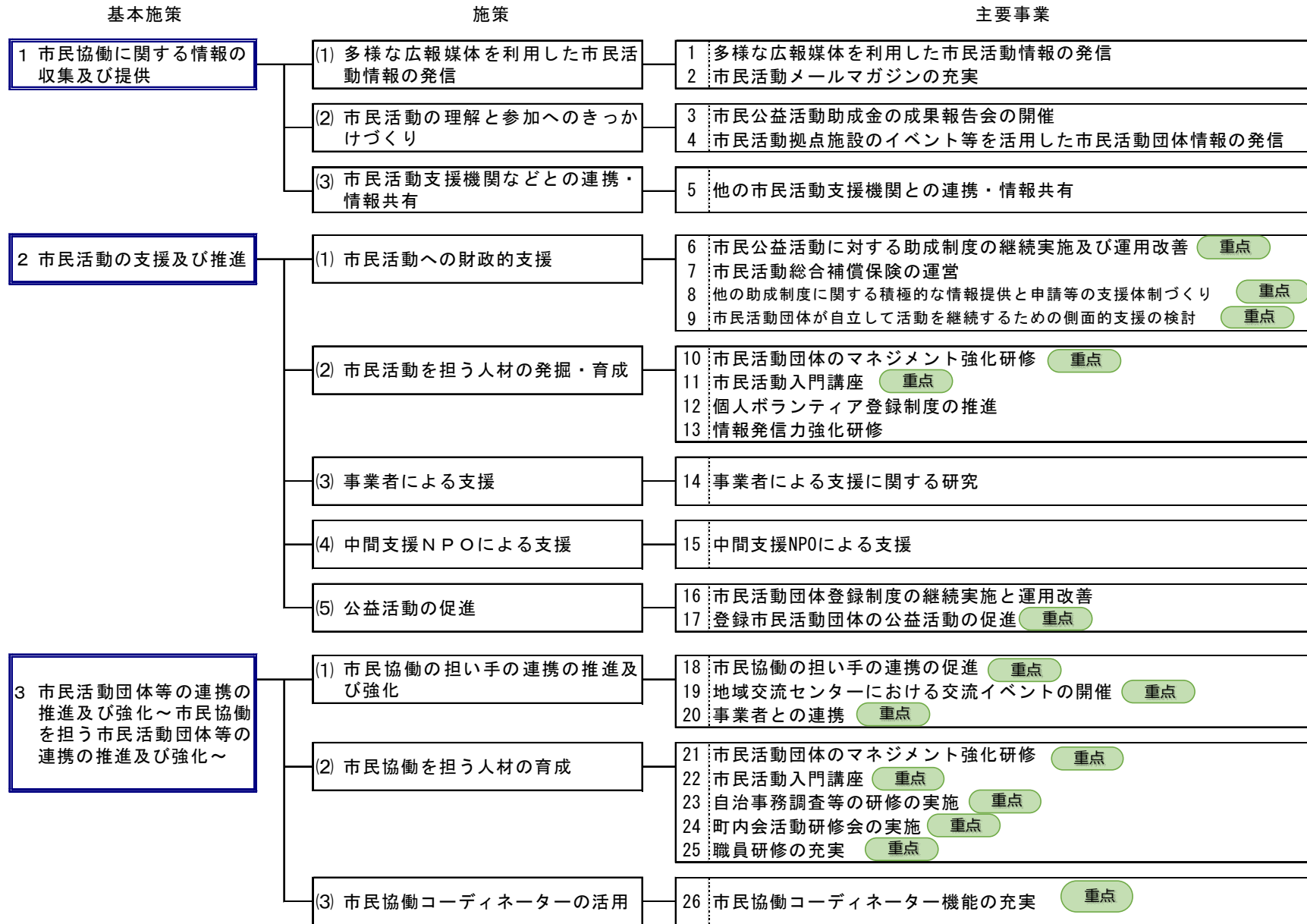
新規…第2期市民協働推進計画の計画期間において新たに着手する事業

既に着手しているが第1期市民協働推進計画に位置付けられていなかった事業

拡充…第2期市民協働推進計画の計画期間において事業内容を拡充する事業

継続…第2期市民協働推進計画の計画期間において継続して実施する事業

施策体系

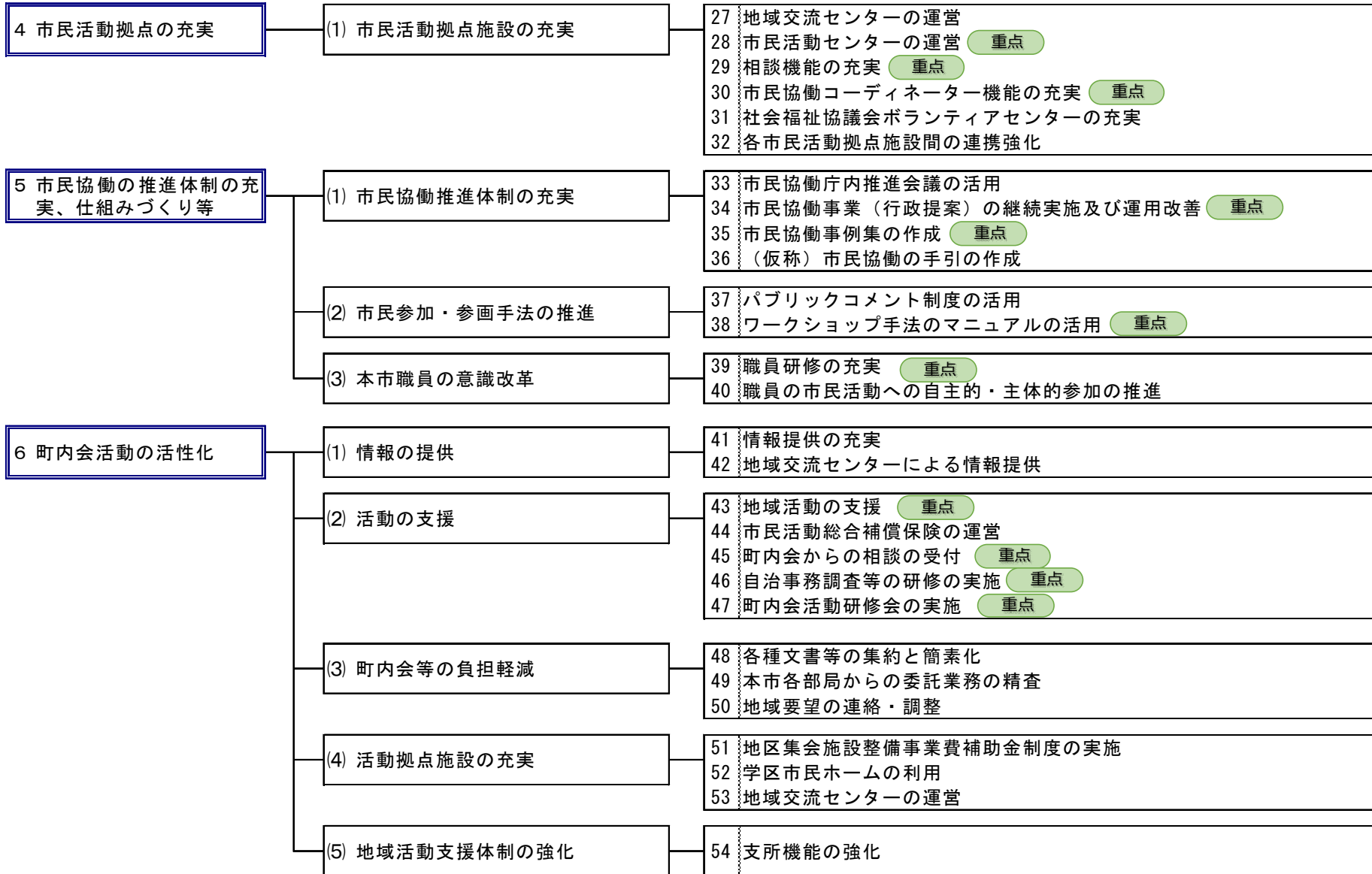


※ **重点** …重点プロジェクト事業であることを示しています。

基本施策

施策

主要事業



※ **重点** …重点プロジェクト事業であることを示しています。

基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び提供

目標

市民協働の推進には市民活動の促進が必要不可欠であるため、市民活動への共感、応援、参加を促し、市民活動団体が活動しやすくなることを目指し、情報の収集及び提供を行います。

(1) 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信

市民活動を促進するため及び市民の市民活動に対する理解を深めるために、どのような情報を提供すればよいか調査していきます。また、市民活動への理解と参加のきっかけづくりには市民活動に関する情報発信が重要であることから、既存の広報媒体を有効活用し、情報発信するとともに、ソーシャルメディア※1の活用などの新たな手段を検討します。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
1	多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信	市民活動情報ひろば、市政だより、市民活動団体ガイドブック、地域交流センター便り、市民活動メールマガジンなどの既存の広報媒体を有効活用し、市民活動に関する市・地域交流センター等からの情報発信及び市民活動団体からの情報発信の支援を行います。地域交流センターが行っているフェイスブック等を利用した情報発信を継続します。 また、民間の広報媒体・地元メディアを活用し、市民活動情報を広く市民に伝えます。	継続
2	市民活動メールマガジンの充実	市と地域交流センターが協働で市民活動に関する情報を登録市民活動団体向けにメールマガジン形式で発信しています。対象を広げる、他団体の助成金情報を盛り込むなど内容の充実を図ります。	拡充

※1 ソーシャルメディア…ブログ、ツイッター、フェイスブック等に代表される、ウェブ上で提供されるサービスのうち、個人による情報発信と、不特定多数による閲覧及びコミュニケーションが可能な媒体のことです。

(2) 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり

市民活動に対する市民の理解と関心を高め、市民活動への参加のきっかけづくりとするための情報発信に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
3	市民公益活動助成金の成果報告会の開催	市民公益活動助成金を受けて事業を行った市民活動団体が事業の成果を報告する報告会を開催し、市民活動に対する市民の理解を深め、参加のきっかけづくりを行います。	継続
4	市民活動拠点施設のイベント等を活用した市民活動団体情報の発信	多くの市民が集まる地域交流センター・市民活動センターのイベント等を活用し、市民活動団体の活動成果の発表の場を設けPRすることで、市民活動団体に対する市民の理解を深め、市民活動への参加のきっかけづくりを行います。	継続

(3) 市民活動支援機関などとの連携・情報共有

あいちNPO交流プラザなど、他の市民活動支援機関と連携、情報を共有し、市民や市民活動団体により充実した情報を提供できるよう努めます。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
5	他の市民活動支援機関との連携・情報共有	愛知県、他市町村、社会福祉協議会ボランティアセンターなどの市民活動を支援する機関と連携し、市民活動に関する情報共有を行い、充実した情報提供を行います。また、市民活動情報ひろばを活用し、他の市民活動支援機関のほか、大学や事業者等とも連携した情報共有・発信に努めます。	継続

基本施策2 市民活動の支援及び推進

目標

市民活動団体の財政的、能力的自立性の向上を図るため、市民活動の支援及び促進を図ります。

(1) 市民活動への財政的支援

市民活動団体には事業性の高い団体からボランティア性の高い団体、サークル活動的な団体など多種多様な団体が存在します。それぞれの規模・特性に合わせた「自立支援」となるよう支援策を実施します。中でも助成制度に対する関心が非常に高いことから、制度を安定的かつ継続的に実施するとともに、他団体等の助成金情報を提供します。あわせて、市民活動団体が自立して活動を継続できるよう、会費・寄付等、事業収入を確保するために市がどのような支援ができるかを研究します。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
6	市民公益活動に対する助成制度の継続実施及び運用改善 重点プロジェクト事業	市民活動団体に対する助成制度である「市民公益活動助成金」を安定的・継続的に実施するとともに、団体の財務・運営面での自立につながるよう制度の運用改善に取り組みます。 また、助成金を活用して活動を発展していくことができるよう、申請書作成の助言等の支援を行い、市民に助成金の効果を広く周知する方法を検討します。	継続
7	市民活動総合補償保険の運営	市民活動団体が安心して地域社会づくりに参加できるよう、市が保険料を負担する市民活動総合補償保険を運営します。この制度については、実態に即した制度となるように見直しを行います。	継続
8	他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり 重点プロジェクト事業	他の行政機関及び事業者等の民間助成団体の市民活動に対する助成制度の情報収集を行い、入手した情報を時期に合わせて市民活動メールマガジン、市民活動情報ひろばの耳より情報等への掲載などの方法で市民活動団体に対し情報提供する支援を行います。	新規
9	市民活動団体が自立して活動を継続するための側面的支援の検討 重点プロジェクト事業	市民活動団体が自立して活動を継続できるように、団体が会費・寄付等、事業収入を確保できるよう手法を研究します。なお、市民活動団体には様々な規模・特性があることから団体に合った自立支援となるよう配慮します。	新規

(2) 市民活動を担う人材の発掘・育成

市民活動団体の公益的な活動を促進するためマネジメント能力の向上、課題となっている担い手不足に対応するため個人ボランティアの登録等を促進します。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
10	市民活動団体のマネジメント強化研修 重点プロジェクト事業	市民活動団体を担う人材を対象として、財務処理など団体のマネジメント能力の向上、リーダー育成等の様々な研修を実施します。これについては、市民活動団体が自立できるよう、その規模・特性に応じたものとなるよう、配慮します。	継続
11	市民活動入門講座 重点プロジェクト事業	市民活動の担い手不足が課題になっていることから、市民活動への参加につながるきっかけづくりとして、市民活動団体紹介や活動体験などの市民活動入門講座を実施します。	継続
12	個人ボランティア登録制度の推進	市民活動団体の活動の担い手となりうる個人ボランティアの登録制度である「まちびとバンク※2」を推進し、積極的に情報の提供を行います。 また、社会的・公共的な目的のために、専門知識を生かすボランティアである「プロボノ※3」の活用を研究します。	新規
13	情報発信力強化研修	市民活動団体の広報力の向上を図るため、市民活動団体向けの研修を行います。	継続

※2 まちびとバンク…ボランティアの機会を望んでいる人「まちびと」と、一緒に活動してくれる仲間をまっている団体をマッチングし、よりよいまちを作っていこうとする本市の仕組みのことで。

※3 プロボノ…各分野の専門家が職業上持っている知識・スキルや経験を生かして、社会貢献するボランティア活動全般のことで。

(3) 事業者による支援

事業者の市民活動支援に関するニーズ調査、社会貢献活動情報の収集を行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
14	事業者による支援に関する研究	事業者による市民活動団体に対する資金的・人的支援の可能性について研究・ニーズ調査を行います。	継続

(4) 中間支援NPOによる支援

中間支援NPOと連携し、その専門知識やノウハウを生かした市民活動支援を行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
15	中間支援NPOによる支援	市民活動を支援する中間支援NPO※4と連携し、その専門知識やノウハウを生かした市民活動支援を行います。	継続

※4 中間支援NPO…地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織のことです。

(5) 公益活動の促進

市民協働の推進及び市民活動団体が市民の信頼を得るためには、市民活動団体が公益性の高い活動を行うことが必要であるため、公益活動を促進するための施策を行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
16	市民活動団体登録制度の継続実施と運用改善	公益活動を行う市民活動団体を支援する市民活動団体登録制度を継続して運用するとともに、市民活動団体の自立につながる登録制度となるよう、運用の改善を行います。	継続
17	登録市民活動団体の公益活動の促進 重点プロジェクト事業	登録市民活動団体については、その支援に公金が活用されていることから、社会貢献度の高い活動を行うことが求められています。活発に公益活動が行われることを促進するため、公益活動の事例・先進事例を紹介するなどの啓発、市民活動拠点施設のイベント等で公益活動の機会を提供するなどの支援を行います。	新規

基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

～市民協働を担う市民活動団体等の連携の推進及び強化～

目標

市民協働の担い手である市民活動団体、町内会等、事業者及び市がお互いに連携し、協働して多様な活動を行うことを促進するため、交流の場づくりや市民協働を推進する人材の育成を行います。

(1) 市民協働の担い手の連携の推進及び強化

事業やイベントを引き続き開催し、市民活動団体、町内会等、事業者及び市の交流の場を設けるなど、相互の連携を促進します。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
18	市民協働の担い手の連携の促進 重点プロジェクト事業	市民活動団体等が連携して行う事業やイベントを引き続き開催し、市民活動団体、町内会等、事業者及び市の交流の場を設け、相互の連携を促進します。	継続
19	地域交流センターにおける交流イベントの開催 重点プロジェクト事業	市民活動団体等の交流を促進するため、地域交流センターで市民活動団体紹介のパネル展示、市民活動啓発イベントや市民活動団体交流会、地域活動報告会を実施します。	継続
20	事業者との連携 重点プロジェクト事業	事業者と市または事業者と市民活動団体が協働事業として行った社会貢献活動を紹介する事例集を作成し、事業者に広く周知することにより、事業者と市または事業者と市民活動団体との連携の促進を図ります。	新規

(2) 市民協働を担う人材の育成

市民活動団体のマネジメント強化研修、市民活動入門講座（基本施策2(2)①、②）、町内会等に対する研修（基本施策6(2)④、⑤）及び職員研修（基本施策5(3)①）等の機会を活用し、市民協働の担い手である市民活動団体、町内会等、事業者及び市職員に対し、市民協働の重要性や効果を伝える研修を行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
21	市民活動団体のマネジメント強化研修 【再掲】 重点プロジェクト事業	市民活動団体を担う人材を対象として、財務処理など団体のマネジメント能力の向上、リーダー育成等の様々な研修を実施します。これについては、市民活動団体が自立できるよう、その規模・特性に応じたものとなるよう、配慮します。	継続
22	市民活動入門講座 【再掲】 重点プロジェクト事業	市民活動団体が市民協働を担うことができる体制を目指して、市民活動の新たな担い手となる市民が参加しやすい市民活動入門講座を実施し、市民活動団体紹介や活動体験等を行います。	継続
23	自治事務調査等の研修の実施 重点プロジェクト事業	地域活動の中心の担い手である学区総代会長の研修の機会として、他市の視察等の自治事務調査等を実施します。	継続
24	町内会活動研修会の実施 重点プロジェクト事業	「町内会活動の手引」を活用した新任町総代に対する活動研修会を開催します。	継続
25	職員研修の充実 重点プロジェクト事業	職員研修を実施し、職員の市民活動団体への理解と市民協働に関する知識を深めます。新規職員、実務担当者、管理職など階層に応じた内容とします。	継続

(3) 市民協働コーディネーターの活用

市民協働コーディネーターが、連携して事業を行おうとする市民活動団体等の相談窓口としての役割を果たします。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
26	市民協働コーディネーター機能の充実 重点プロジェクト事業	地域交流センター及び市民活動センターのスタッフは、市民協働コーディネーターとしての役割を担っています。その資質の向上に努めます。 また、その役割を広く周知するとともに、活動の機会を増やします。	拡充

基本施策 4 市民活動拠点の充実

目標

市民活動の場を充実させ、相談体制やネットワークの形成などにつながる地域交流センター等の市民活動拠点施設の機能の充実を目指します。

(1) 市民活動拠点施設の充実

市民活動を行う上で発生する様々な課題の解決を支援するため、地域交流センター等の市民活動拠点施設の運営を適切に行うとともに、市民活動団体等から寄せられる相談に対応できる市民協働コーディネーターとしての機能の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
27	地域交流センターの運営	各地域交流センターで地域の実情や課題に対応するための市民活動に関する講座、啓発事業等の地域のニーズに合った事業の実施及び市民参加による施設運営を実施します。 また、市民活動団体向けに印刷室、貸ロッカー、保管スペースを運用します。	継続
28	市民活動センターの運営 重点プロジェクト事業	市民活動に関する情報収集及び提供、相談、講座を実施します。また、市民活動センターは、本市の中央地域にあり、地域交流センターのセンター機能としての役割を持つため、総合的な運営体制の構築や情報発信の場の運営体制の充実を図ります。	継続
29	相談機能の充実 重点プロジェクト事業	地域交流センター及び市民活動センターで市民活動団体の運営から事業の実施に至るまで、各団体の課題を解消する一助となるよう、相談体制を充実します。また、開かれた相談窓口であることをPRします。	継続
30	市民協働コーディネーター機能の充実【再掲】 重点プロジェクト事業	地域交流センター及び市民活動センターのスタッフは、市民協働コーディネーターとしての役割を担っています。その資質の向上に努めます。 また、その役割を広く周知するとともに、活動の機会を増やします。	拡充
31	社会福祉協議会ボランティアセンターの充実	「社会福祉協議会ボランティアセンター活動推進計画」に基づき、地域住民の社会福祉に関する理解とボランティア活動への参加・促進を図るための運営を実施します。	継続
32	各市民活動拠点施設間の連携強化	市民活動拠点施設となる各地域交流センター及び市民活動センター及び社会福祉協議会ボランティアセンター間の連携を強化します。特に個人ボランティアに関する情報交換について検討します。	継続

基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

目標

市民協働を推進する環境を整備するため、市民協働事業の仕組みづくりなどを行い、市民協働によるまちづくりを効果的に推進できる体制を整えます。

(1) 市民協働推進体制の充実

市民協働を推進する環境を整備するため、市民協働事業（行政提案）、職員研修、市民協働事例集の作成などを行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
33	市民協働庁内推進会議の活用	市民協働に関係の深い関係課等により構成した市民協働庁内推進会議を活用し、本計画の進捗状況の確認、見直しの検討を行います。	継続
34	市民協働事業（行政提案）の継続実施及び運用改善 重点プロジェクト事業	担当課の提案により行う市民協働事業（行政提案）を継続して実施します。また、役割分担などを取り決めた協定書を締結し、事業後に事業評価を行い制度の運用の改善を行います。	継続
35	市民協働事例集の作成 重点プロジェクト事業	市民活動団体、町内会等、事業者及び市が行った市民協働事業を紹介する市民協働事例集を作成します。	新規
36	（仮称）市民協働の手引の作成	市民協働に対する市民、市民活動団体、町内会等、職員の理解を深め、地域性や各主体の特性に考慮した役割分担のもと市民協働事業を効果的に進めるため、（仮称）市民協働の手引を作成し、広く啓発します。	新規

(2) 市民参加・参画手法の推進

市民参加・参画を推進するためパブリックコメント制度、ワークショップ手法を積極的に活用します。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
37	パブリックコメント制度の活用	本市の基本的な政策などの策定に当たり、事前にその内容を公表し、公表したものに対する意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに提出された意見の概要と市の考え方を公表します。	継続
38	ワークショップ手法のマニュアルの活用 重点プロジェクト事業	平成 24 年度に作成した「ワークショップマニュアル」を広く市民及び職員に周知し、活用を図ります。	拡充

(3) 本市職員の意識改革

職員研修などを通じて、本市職員の市民協働に対する理解の促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
39	職員研修の充実【再掲】 重点プロジェクト事業	職員研修を実施し、職員の市民活動団体への理解と市民協働に関する知識を深めます。新規職員研修、実務担当者研修、管理職研修など階層に応じた内容とします。	継続
40	職員の市民活動への自主的・主体的参加の推進	職員向けに、市民活動に関する情報を定期的・継続的に提供し、自主的・主体的参加を促します。	継続

基本施策 6 町内会活動の活性化

(その他市民協働及び市民活動を推進するため必要と認めるもの)

目標

町内会等の地域コミュニティ組織が防災、福祉などの地域課題の解決に専念できる体制づくりを支援するため、地域活動の支援を行います。

(1) 情報の提供

地域課題の解決のために活動を行う町内会等に地域活動に関する情報の提供を行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
41	情報提供の充実	地域活動に取り組む町内会等に対し、地域活動の先進的事例や地域に係る市の施策や事業の情報について随時提供を行い、地域活動の活性化を図ります。	新規
42	地域交流センターによる情報提供	地域活動の拠点となる地域交流センターで行われる講座・イベントの紹介や、地域の活動団体の活動情報などを発信する「地域交流センター便り」を定期的に作成します。これにより、町内会等に対し市民活動に関する情報提供を行い、地域の活動団体と町内会等が地域課題の解決に協力して取り組むことを促進します。	継続

(2) 活動の支援

地域課題の解決のために活動を行う町内会等の支援を行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
43	地域活動の支援 重点プロジェクト事業	地域課題の解決のために行われる地域活動に対し補助、物的支援、支所管内での印刷機の無料利用などの形で支援を行います。	新規
44	市民活動総合補償保険の運営【再掲】	町内会等が、安心して地域社会づくりに参加できるよう、市が保険料を負担する市民活動総合補償保険を運営します。この制度については、実態に即した制度となるように見直しを行います。	継続
45	町内会からの相談の受付 重点プロジェクト事業	町内会の運営、事業の実施、法人化などの問題について、相談窓口を設け、相談を受け付けます。	継続
46	自治事務調査等の研修の実施【再掲】 重点プロジェクト事業	地域活動の中心の担い手である学区総代会長の研修として、他市の視察等の自治事務調査等を実施します。	継続

47	町内会活動研修会の実施【再掲】 重点プロジェクト事業	「町内会活動の手引」を活用した新任町総代に対する活動研修会を開催します。	継続
----	-----------------------------------	--------------------------------------	----

(3) 町内会等の負担軽減

増え続ける地域課題に対応して活動する町内会等の負担を軽減するため、市ができる負担軽減策を行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
48	各種文書等の集約と簡素化	町内会に対して送付している市関係課の文書などの配布物、町内で回覧する「かいらん」について重複等の見直しを図り、地域の負担軽減を図ります。	新規
49	本市各部局からの委業務の精査	本市各部局から総代会に委託する業務の負担や重複を精査し、地域で行う自主的なコミュニティ活動が円滑に進むよう検討します。	継続
50	地域要望の連絡・調整	地域で集約された、特に複数の機関及び部署にわたる要望について、支所等が窓口となり、地域と関係機関等との連絡・調整を行い、要望活動に関する地域の負担軽減につなげます。	新規

(4) 活動拠点施設の充実

地域活動の拠点となる施設について、施設の運営及び施設整備の支援を行います。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
51	地区集会施設整備事業費補助金制度の実施	市民の地域的な共同活動のために利用する施設の整備の促進を図り、集会施設の利用を通じた自治意識の高揚に役立てるため、事業費の一部を適切な予算により補助します。	継続
52	学区市民ホームの利用	学区総代会、町内会等が学区市民ホームを有効に利用できるよう検討し、公益活動の促進を図ります。	継続
53	地域交流センターの運営【再掲】	地域で活動する団体の拠点として、地域のニーズに合った事業の実施及び市民参加による施設運営を実施します。	継続

(5) 地域活動支援体制の強化

町内会等が行う地域活動を支援するため、支所機能の強化に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	新規・拡充・継続
54	支所機能の強化	地域活動支援を行う支所機能の強化に取り組みます。	新規

4 実効性の確保

(1) 推進体制

本計画の施策を計画的に推進するため、学識経験者、市民活動団体代表者及び公募市民で構成する市民協働推進委員会に意見を求めます。また、市の関係組織や市内の様々な団体や機関が連携し、役割分担することによって、本計画を着実に実行していきます。

(2) 実効性の確保

第2期市民協働推進計画については、第1期計画と同様に Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のPDCAサイクルで推進します。

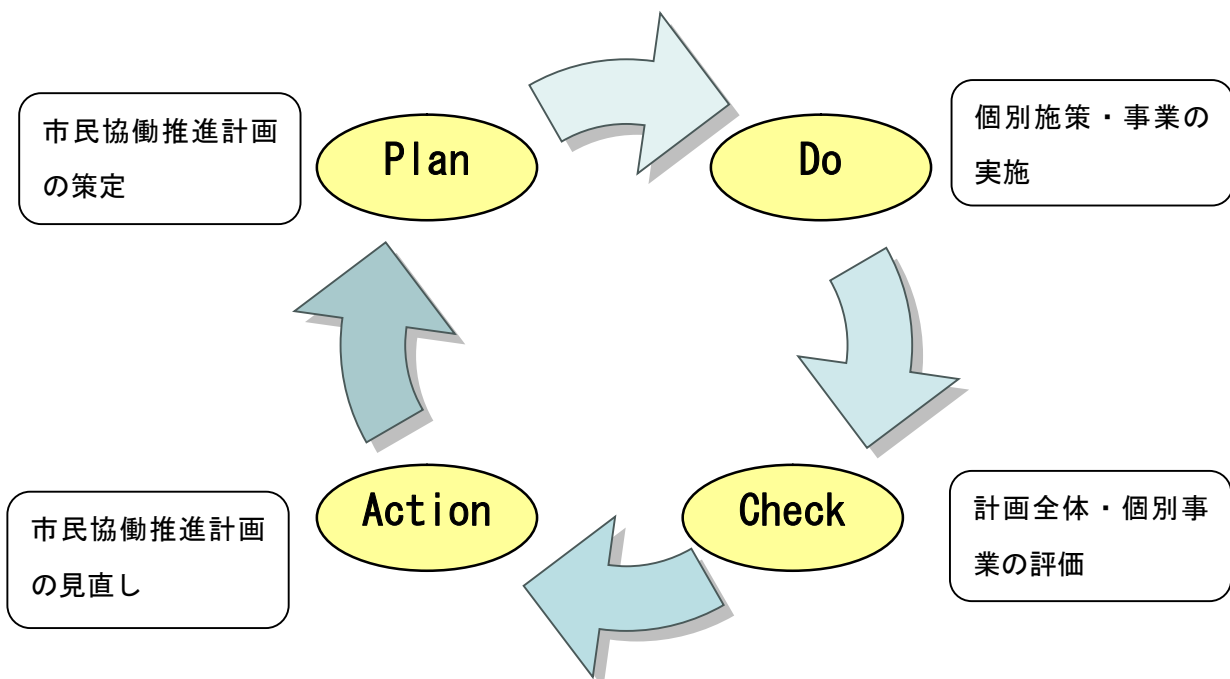
<平成27年度から平成30年度まで>

- ① 毎年度、施策の進捗状況をまとめます。
- ② 市民協働推進委員会に報告し、意見を伺い、適切に進捗状況の管理を行います。

<平成32年度に向けて>

- ① 本計画の実施事業について、本計画終了年度の前年度である平成31年度に全体の評価を行います。
- ② 平成32年度に社会環境の変化に応じ、評価結果、市民活動団体アンケート結果等を基に市民協働推進委員会による審議・検討を経て計画の見直しを行います。

▼図表4 「PDCAサイクルのイメージ図」



PDCA の個別事業（例）：「市民公益活動助成金審査会・報告会」

実効性を確保するためには、PDCA サイクルにて進捗管理し、評価しますが、「市民公益活動助成金審査会・報告会」事業において、市民への公開審査会にて事業を選定し（Plan）、選定された市民活動団体が事業を実施し（Do）、事業実施後の公開報告会にて市民協働推進委員会が評価し（Check）、今後の制度改善につなげています（Action）。



参考資料

1 岡崎市市民協働推進条例

平成21年3月27日

条例第8号

本市は、豊かな水と緑に囲まれた環境の中、城下町、宿場町として古くから栄え、良好な地域社会を築いてきました。私たちは、将来においてもこの環境を守り、地域社会を育てていかなければなりません。

しかしながら、従来の行政手法の継続では、少子高齢化社会を始めとする地域社会の変化や、今日の多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。

今後の公共サービスのあり方としては、市民協働を推進することにより、地域社会における必要な施策、活動、各種事業などの取組に市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。

市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。そして、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要です。

市民協働の推進は、お互いが思いやりを持つことにより、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。そして、安心して住み続けられる、ぬくもりのある人間性豊かなまちを育て、本市の伝統や文化、自然を守り、市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、さらには、子どもたちに明るい未来を残すため、市民協働を推進する条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれることをいう。
- (2) 市民活動 不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とするもの

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下エにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

（市民の役割）

第3条 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第4条 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めるものとする。

（基本施策）

第7条 市は、市民協働及び市民活動を推進するため、次の施策について積極的に取り組むものとする。

- (1) 市民協働に関する情報の収集及び提供
- (2) 市民活動の支援及び推進
- (3) 市民活動団体等の連携の推進及び強化
- (4) 市民活動拠点の充実
- (5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等
- (6) 前各号に定めるもののほか、市民協働及び市民活動を推進するため市長が必要と認めるもの

（市民協働推進委員会）

第8条 市は、市民協働の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市市民協働推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(登録制度)

第9条 市は、市民活動団体に関する活動の促進、市民活動団体等の連携及び情報の共有等の市民活動団体への活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の登録制度を設ける。

2 市民活動団体は、規則で定める要件を備えることにより、市の登録を受けることができる。

3 前項の規定により登録を受けた団体は、第7条に規定する基本施策に基づき実施する市の支援を受けることができる。

4 市は、規則で定める要件に該当しなくなった市民活動団体について、その登録を取り消すことができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に岡崎市地域交流センター条例（平成16年岡崎市条例第36号）第2条第2項の規定により登録を受けている市民活動団体は、第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体とみなす。

3 省略

4 省略

2 岡崎市市民協働推進条例施行規則

平成21年3月27日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市市民協働推進条例（平成21年岡崎市条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第8条第3項の委員（次条及び第4条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 公募した市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営)

第5条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(市民活動団体の要件)

第6条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内を中心に市民活動を実施していること。
- (2) 規約又は会則（次条において「規約等」という。）で公益を目的とする旨を定めていること。
- (3) 構成員が5人以上であること。

(4) 構成員のうち少なくとも1人は、市内に住所を有する者であること。

(5) 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること。

2 条例第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体は、市民活動に係る毎年度の実績を、その年度の終了後1月以内に、市民活動実績報告書により市長に提出しなければならない。

3 条例第9条第4項の規則で定める要件は、第1項の要件のほか、前項の市民活動実績報告書を提出していることとする。

(市民活動団体の登録の手続)

第7条 条例第9条第2項の登録を受けようとする団体の代表者は、市民活動団体登録申請書に規約等、構成員名簿及び市民活動団体状況票を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、登録をしたときは、当該団体の代表者に対し、その旨を通知するものとする。

3 地縁による団体その他市長が前条に規定する要件を備えていると認める団体にあつては、前2項の規定による手続を要しないものとする。

(市民活動団体の登録の変更届)

第8条 前条第2項により登録を受けた団体(次条において「登録団体」という。)は、同条第1項の申請内容に変更があつたときは、速やかに、市民活動団体登録変更届に変更後の内容を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(市民活動団体の登録の取消しの手続)

第9条 市長は、条例第9条第4項の規定により登録団体の登録を取り消すときは、あらかじめ当該登録団体へ取消しの事由等必要な事項を通知しなければならない。

2 登録団体は、条例第9条第4項の規定により自ら登録を取り消すときは、市民活動団体登録廃止届を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

2 省略

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3 岡崎市市民協働推進委員会委員名簿

(任期：平成25年7月1日～平成27年6月30日)

役職	氏名	備考
委員長	牛山 久仁彦	学識経験者（明治大学政治経済学部教授）
職務代理者	関谷 みのぶ	学識経験者（名古屋経済大学短期大学部保育科准教授）
委員	神尾 明幸	岡崎市総代会連絡協議会会長
委員	石川 優	岡崎市社会福祉協議会会長
委員	白井 宏幸	特定非営利活動法人 21世紀を創る会・みかわ理事、岡崎活性化本部事務局長
委員	三島 知斗世	特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ理事
委員	今井 友乃	特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた理事
委員	石川 貢	市民公募
委員	柴田 秀和	市民公募
委員	宮澤 会美香	市民公募

4 計画策定の経緯

・岡崎市市民協働推進委員会における策定の経緯

会議	開催日	内容
平成 25 年度		
第 1 回	平成25年 8 月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長・職務代理者選出 ・ 岡崎市市民協働推進計画（以下「計画」）評価・見直しスケジュールの検討 ・ 計画主要事業の実施状況の報告及び評価について
第 2 回	平成25年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画評価案について ・ 第 2 期計画の施策の方向性について
第 3 回	平成26年 1 月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画主要事業の評価シートに対する市民意見募集結果の報告 ・ 第 2 期計画の概要（案）について ・ 第 2 期計画の主要事業（案）について
平成 26 年度		
第 1 回	平成26年 5 月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期計画（案）について
第 2 回	平成26年 8 月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期計画（案）について
第 3 回	平成26年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期計画（案）について

5 本市における市民協働推進のための施策年表

年度	内容
平成 10 年度	【特定非営利活動促進法（NPO 法）の施行】
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体登録制度開始 ・市民活動情報ひろばの開設
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進課の設置 ・市民活動総合補償保険開始 ・市民公益活動助成金制度開始 ・市民協働推進指針の策定 ・大学連携アドバイザー助成金制度開始 【愛知県が「あいち協働ルールブック 2004」をまとめる】
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・北部地域交流センター開館
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働事業公募事業の実施（平成 20 年度まで） ・市民協働推進会議が「岡崎市における市民協働のあり方について提言書」をまとめる。 ・南部地域交流センター開館
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・西部地域交流センター開館
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の仕組みを考える市民会議が「岡崎市市民協働推進条例（市民検討案）検討報告書」をまとめる。 ・図書館交流プラザ「りぶら」に市民活動センター開館 ・市民協働推進条例制定 ・第 6 次総合計画の基本構想で「多様な主体が協働したまちづくりを担う市民自治を実現します」と位置付ける。
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進委員会の設置 ・市民協働推進計画策定
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援開始
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地域交流センター開館 ・ワークショップマニュアルの発行 【改正特定非営利活動促進法（NPO 法）の施行、寄付金税制の拡充】
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働事例集の発行
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動推進事業費補助金制度開始 ・地域交流センター六ツ美分館開館 ・第 2 期市民協働推進計画策定

※【 】は国または愛知県の内容。

第2期岡崎市市民協働推進計画

平成27年3月発行

発行 岡崎市

問合せ先 市民生活部 市民協働推進課

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

TEL 0564-23-6491

FAX 0564-23-6667

E-mail shiminkyodo@city.okazaki.aichi.jp

ホームページ <http://www.city.okazaki.aichi.jp/index.html>

※本計画及び本計画の概要版は、市ホームページの市民協働推進課のページで御覧いただくことができます。

